

桑折町第5次障がい者計画

(第5次障がい者基本計画)

(第7期障がい福祉計画)

(第3期障がい児福祉計画)



令和6年3月
桑折町

は　じ　め　に

桑折町では、平成30年度に策定した「桑折町第4次障がい者計画」に基づき、障がい者の自立及び社会参加を支援し、障がい者の方々への様々な施策を推進してまいりました。

この間、国の障がい者施策の分野では「障害者差別解消法」の改正や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、「障害者基本計画（第5次）」の策定により、障がいのある方の自立と社会参加の支援のための各種法整備が行われ、取り巻く環境は変化してきております。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会活動が制限されたことで障害福祉施策にも大きく影響を及ぼしました。

こうした中、様々な障がいのある方々の多様なニーズに的確に対応していくため、行政と障がい者、町民が一体となって福祉施策を推進する「桑折町第5次障がい者計画」を策定しました。

本計画は、障がい者福祉施策の基本事項を定めた「障がい者基本計画」と、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制確保に関する「障がい福祉計画」に加えて、障がい児の通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保する「障がい児福祉計画」の三つを併せた計画となっております。

今後も、様々な障がいのある方々に向けて各種福祉施策を推進してまいりますので、この計画の実現のため、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年3月

桑折町長 高橋 宣博

目 次

第1章 総 論	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 制度改正の主な内容	8
3. 本町の障がい児・者の状況	14
4. アンケート調査結果	24
5. 計画の方向性	43
第2章 障がい者基本計画の分野別施策.....	48
1. 権利擁護の推進	48
(1) 差別の解消及び権利擁護の推進	48
(2) 虐待の防止	49
(3) 啓発・広報活動の充実	49
(4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	49
(5) 行政等における配慮の充実	50
(6) 交流機会の拡充	50
(7) 地域福祉の推進	51
2. 地域生活を支える生活環境の整備	52
(1) 相談支援体制の充実	52
(2) 保健・医療サービスの充実	53
(3) 障がい者にやさしい公共空間の整備	55
(4) 外出や移動の支援	55
(5) 暮らしやすい住宅づくりの推進	56
(6) 防災・防犯対策の推進	56
3. 自立と社会参加の仕組みづくり	57
(1) 在宅生活への支援の充実	57
(2) 日中活動への支援の充実	58
(3) 居住の場への支援の充実	58
(4) 切れ目のない教育・育成の充実	58
(5) 就労支援の推進	59
(6) 家族等の負担軽減への支援	60
(7) 生涯学習機会の拡大	61
(8) スポーツへの参加の促進	61
(9) 障がい者団体の活性化	62
(10) まちづくり活動への参画の促進	62
第3章 障がい福祉計画	63
1. 障がい福祉計画の基本方針	63
2. サービス事業体系の概要	65
3. 訪問系サービスの充実	66
4. 日中活動系サービスの充実	68
5. 居住系サービスの充実	72
6. その他の障がい福祉サービスの充実	74
7. 地域生活支援事業の推進	76
8. 成果目標	80
第4章 障がい児福祉計画	85
1. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針	85
2. 障がい児支援サービスの充実	88
3. 成果目標	92
資料編	95
1. 計画策定の経過	95
2. 桑折町障がい者計画等策定委員会設置要綱	96
3. 桑折町障がい者計画等策定委員名簿	98
4. 用語解説	99

第1章 総 論

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

本町では、平成30年に「桑折町第4次障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）、令和3年に「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障がいのある方が住み慣れたまちで、家族や近隣の人々と相互に尊重しあい、地域の人々の助けを借りながら、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

この間、令和2年1月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、障がい者を含め、脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の減少等により、孤独・孤立の問題も顕在化しており、障がい者やその家族に対する支援が必要となっています。

また、令和3年5月に「障害者差別解消法」の施行3年後の見直しの検討が行われ、民間事業所の「合理的配慮の提供」が、努力義務から法的義務になること等を定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らせるまちづくりがますます重要となっています。

このように障がい者を取り巻く状況が大きく変化する中、現行の「桑折町第4次障がい者計画（第4次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、社会情勢の変化に対応し、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とする「桑折町第5次障がい者計画（第5次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

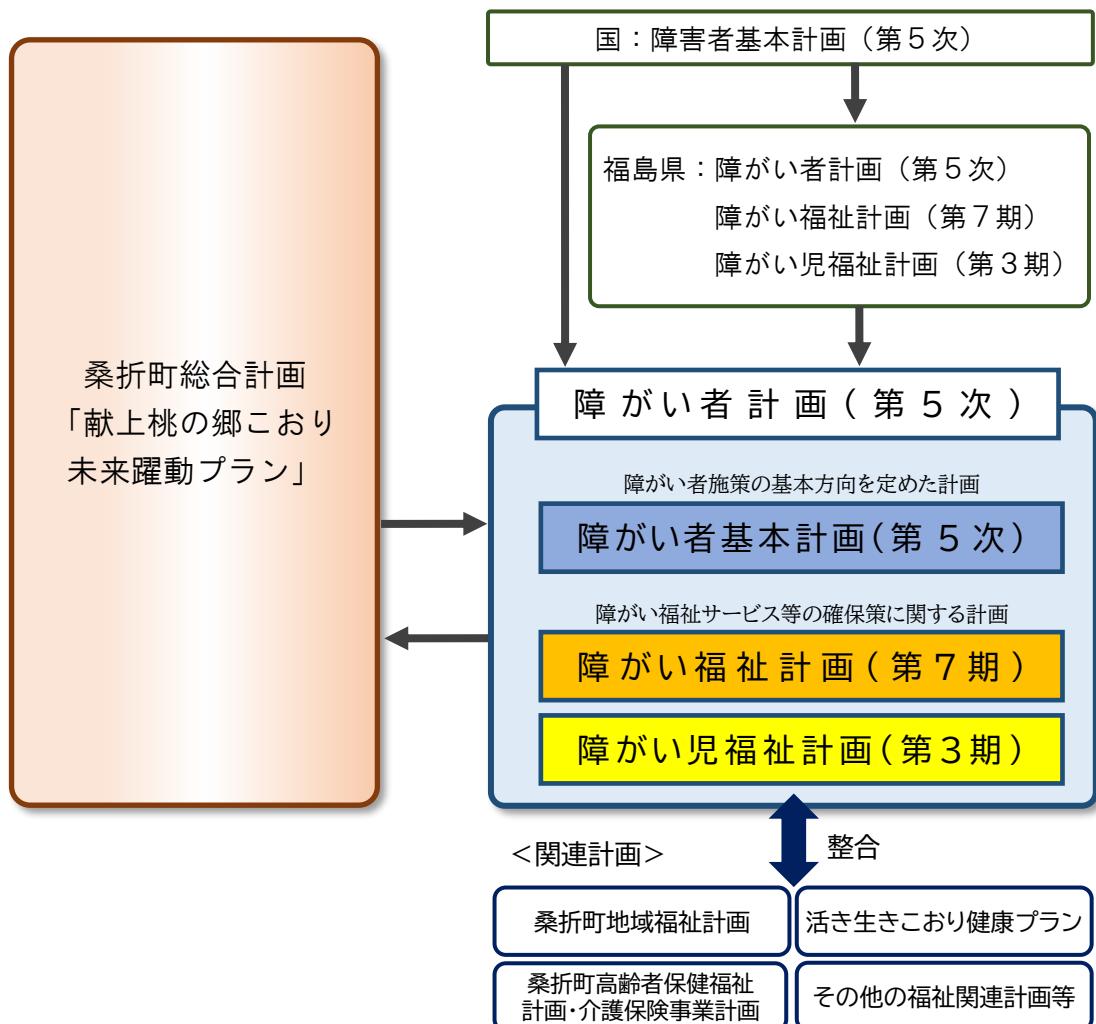
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児者福祉計画」を一体のものとして策定します。

「市町村障害者計画」は、障がい福祉施策を総合的に推進する基本計画であり、「市町村障害福祉計画」は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に関するより具体的な計画です。また、「市町村障害児福祉計画」は障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制等の確保及び円滑な実施に関する計画です。

そのため、国の「障害者基本計画」及び福島県の「障がい者計画」、「障がい福祉計画」等との整合性を図り、桑折町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。

また、桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」をはじめ、本町が作成した各種計画等と整合を図っています。

【計画の位置づけ】



(3) SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的な目標です。17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されています。

SDGsの推進にあたっては、誰一人取り残さない世の中の実現や、経済・社会・環境の統合が実現された未来を目指すことが重要であるとされ、国においても、その達成に向けた取組が進められています。

本町においては令和3年5月にSDGsの推進に取り組む金融機関や民間事業所と包括連携協定を締結するとともに、6月には「地方創生SDGs推進の町」を宣言し、町、町内事業者、町民が一丸となったSDGsの理念に基づいた取組の推進が求められています。また、総合計画「獻上桃の郷こおり 未来躍動プラン」の各施策分野に17のゴールを関連づけ、全局的なSDGsの推進を図っています。

本計画ではSDGsの17のゴールのうち関連の深いゴール（町総合計画に掲載している1、3、5、8、10）について、その達成に向けた取組を推進していきます。

障がい者福祉施策の推進を通じて、誰一人として取り残さない、持続可能な多様性と包括性のある社会の実現を目指し、一人ひとりが充実した豊かな人生を送れるよう後押しします。

【SDGsの目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 計画の期間

「障がい者基本計画」は、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の指針となる計画です。この度策定する「第5次障がい者基本計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

一方、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき3年間を計画期間とするものです。よって、「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、これらの計画は、社会状況の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

【計画の期間】

計画名	年度	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
桑折町	障がい者計画	第4次		第5次	必要に応じて見直し					
	障がい福祉計画	第6期		第7期		第8期				
	障がい児福祉計画	第2期		第3期		第4期				
福島県	障がい者計画			第5次						
	障がい福祉計画	第6期		第7期		第8期				
	障がい児福祉計画	第2期		第3期		第4期				
国	障害者基本計画	第4次		第5次			第6次			

(5) 計画の対象者

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいなどを含む）その他の心身の機能の障がいや難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人を対象とします。

なお、障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障がいを有する人を含みます。

さらに、合理的配慮等の考え方など障害者差別解消法の観点から、障がいのないすべての人も対象とします。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害のある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第4条 この法律において、「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち、18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって18歳以上である者をいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

○知的障害者福祉法 ※定義についての条項はない。

（知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。（平成12年6月・厚生省「知的障害児（者）基礎調査」における定義））

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条 この法律で、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

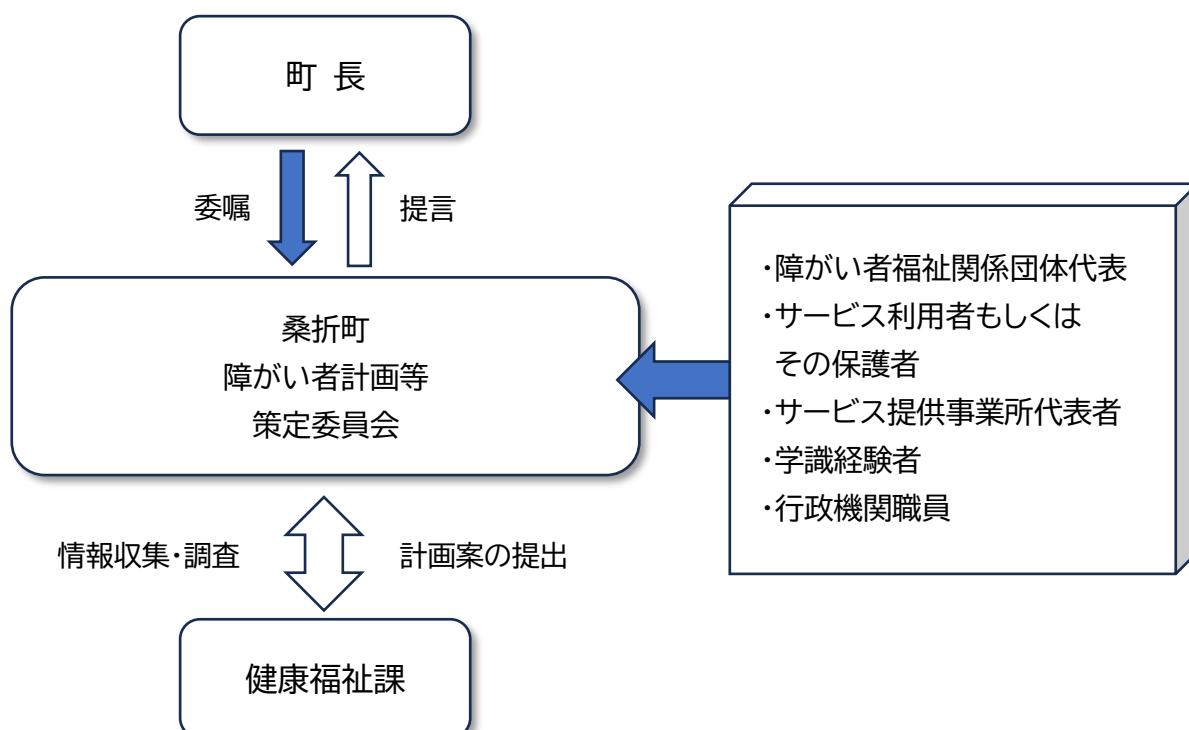
○児童福祉法

第4条第2項 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

（6）策定体制

本計画は、以下の体制により策定します。

【策定体制】



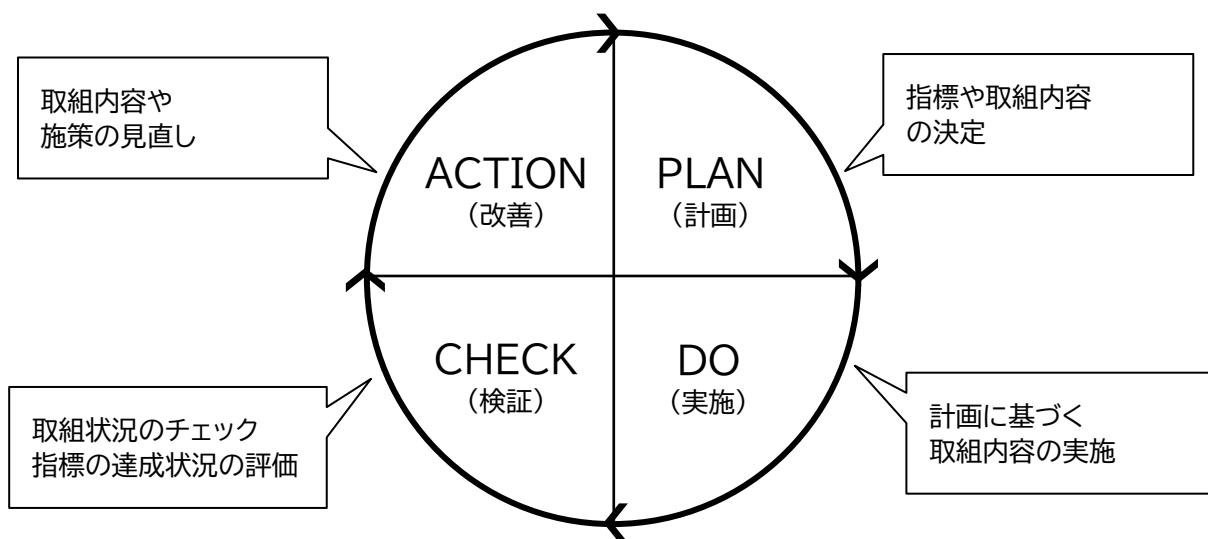
(7) 計画の評価・管理

障がい者施策の適切な、企画、実施、評価及び見直し（PDCA[※]）の観点から、本計画の推進にあたっては、障がい者代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「桑折町障がい者計画等策定委員会」や「桑折町障がい者自立支援協議会」、各障がい者団体との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

また、社会情勢の変化などにより本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても柔軟に見直します。

※PDCA：Plan（計画）、Do（実施）、Check（検証）、Action（改善）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

【PDCAの流れ】



2. 制度改正の主な内容

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、障害者総合支援法は令和4年に改正されました（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和4年12月10日成立、令和6年4月1日施行））。

これに合わせ、関連する法律（「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「難病の患者に対する医療等に関する法律」等）も改正されています。

■改正の概要

1. 障がい者等の地域生活の支援体制の充実 【障害者総合支援法、精神保健福祉法】	<ul style="list-style-type: none">・共同生活援助(グループホーム)の支援内容を法律上明確化・各市町村における障害者向け地域相談を含む地域生活支援拠点等の整備・精神保健の相談支援を受けられる対象者の拡大と包括的支援の確保について明確化
2. 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 【障害者総合支援法、障がい者雇用促進法】	<ul style="list-style-type: none">・「就労選択支援」の創設・短時間労働者に対する実雇用率算定・障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化
3. 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 【精神保健福祉法】	<ul style="list-style-type: none">・医療保護入院の見直し・入院者訪問支援事業の創設・精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進
4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療の充実及び療養生活支援の強化 【難病法、児童福祉法】	<ul style="list-style-type: none">・症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備・「登録者証」の発行等による難病患者等の療養生活支援の強化
5. 障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾患についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】	<ul style="list-style-type: none">・障がい福祉サービスや療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備
6. その他 【障害者総合支援法、児童福祉法】	<ul style="list-style-type: none">・地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入・居住地特例の見直し

(2) 国の第5次障害者基本計画について

国の「第5次障害者基本計画」(令和5年3月策定)においては、次に掲げる社会の実現に寄与することが期待されています。

I 第5次障がい者基本計画とは	
<p>【位置づけ】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画 (障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。)</p> <p>【計画期間】令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間</p>	
II 総論の主な内容	
<p>1. 基本理念 ○共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決断に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。</p> <p>2. 基本原則 ○地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調</p> <p>3. 社会情勢の変化 ○2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承 ○新型コロナウイルス感染症拡大とその対応 ○持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)</p>	<p>4. 各分野に共通する横断的視点 ○条約の理念の尊重及び整合性の確保 ○共生社会の実現に資する取組の推進 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障がい特性等に配慮したきめ細かい支援 ○障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 ○PDCAサイクル等を通じた効性のある取組の推進</p> <p>5. 施策の円滑な推進 ○連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進</p>
III 各論の主な内容(11の分野)	
<p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消</p>	<p>6. 保健・医療の推進 ○精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消</p>
<p>2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進</p>	<p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実</p>
<p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障がい者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進</p>	<p>8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備</p>
<p>4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障がい特性に配慮した支援</p>	<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障がい者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備</p>
<p>5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等</p>	<p>11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進</p>

(3) 国の第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本指針について

都道府県及び市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるにあたり、国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を定めています。

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和2年1月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和4年10月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和5年5月19日には、基本指針の一部を改正する告示が告示されました。本町においても、この基本指針に基づき次期計画を策定することとします。

■基本方針の見直しの主なポイント

※都道府県レベルの内容は割愛しています。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障がいを有する障害者等への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
③ 福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標
⑦ 障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障がい者に対する虐待の防止
⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨ 障がい福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
⑩ 障がい福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内により細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭ その他:地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

■成果目標と活動指標

※都道府県・政令市レベルの内容は割愛しています。

① 施設入所者の地域生活への移行	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数: 令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数: 令和4年度末の5%以上削減
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者数、利用時間数【個別のサービスとしての指標へ】 ・重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数【個別のサービスとしての指標へ】 ・生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援【新規】、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、短期入所(福祉型・医療型)の利用者数、利用日数 ・就労定着支援の利用者数 ・自立生活援助、共同生活援助【重度障害者の利用者数を追加】の利用者数 ・計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、施設入所支援【新たな入所希望者のニーズ・環境の確認】の利用者数
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
成果目標	(成果目標は都道府県レベルのみ)
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練(生活訓練)【新規】の利用者数
③ 地域生活支援の充実	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の設置箇所数 ・コーディネーターの配置人数 ・地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
④ 福祉施設から一般就労への移行等	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数: 令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度未実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上
活動指標	(活動指標は都道府県レベルのみ)

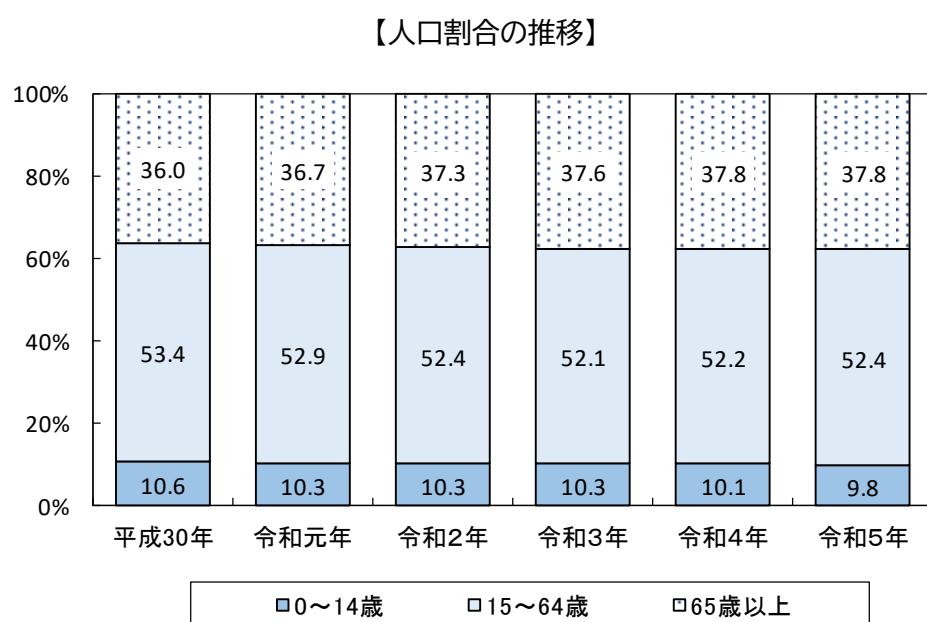
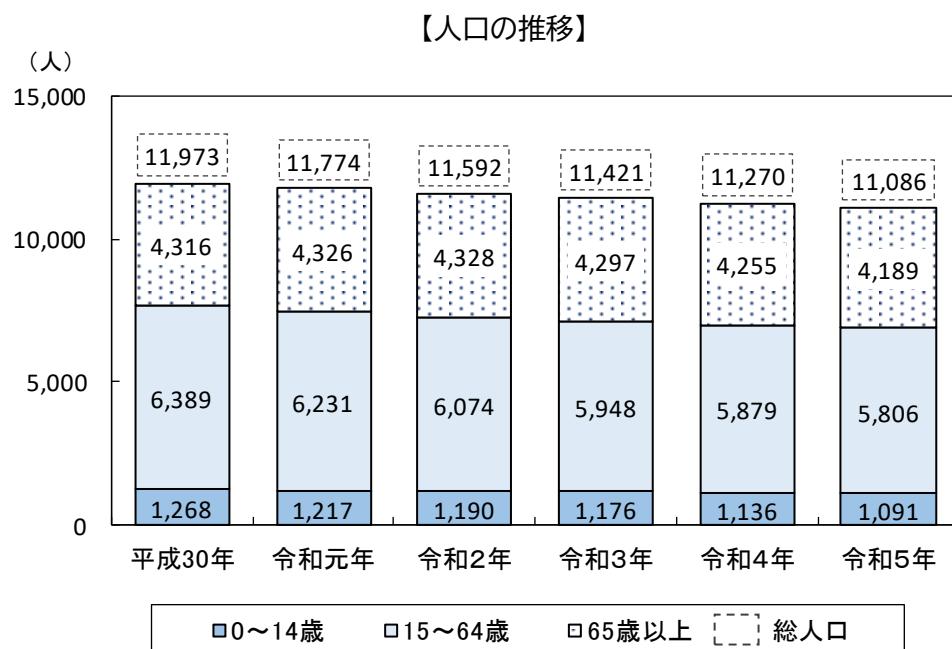
⑤ 発達障がい者等に対する支援	
成果目標	(成果目標なし)
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数
⑥ 障がい児支援の提供体制の整備等	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ・障害児相談支援の利用児童数 ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
⑦ 相談支援体制の充実・強化等	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターの設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置【新規】 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ・基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善【新規】
⑧ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ・障害者自立支援審査支払等システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

3. 本町の障がい児・者の状況

(1) 人口動態

本町の総人口は令和5年9月末時点で11,086人となっており、平成30年からの5年間で887人(7.4%)減少しています。

年齢3区分人口比率をみると、年少人口(0~14歳)比率と生産年齢人口(15~64歳)比率は減少傾向で推移しており、令和5年ではそれぞれ9.8%、52.4%となっています。一方、令和5年の高齢化率は37.8%と、平成30年の36.0%から6年間で1.8ポイント増加しています。



資料：住民基本台帳（各年9月30日時点）

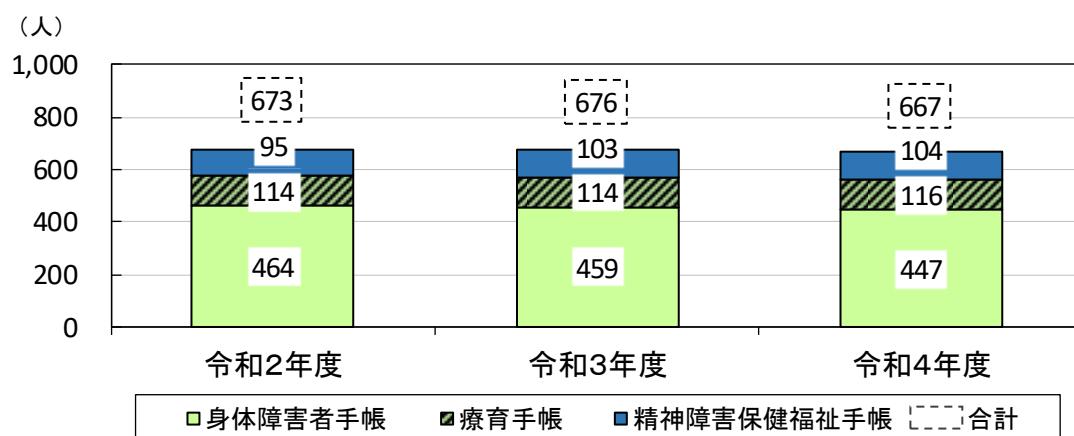
(2) 障害者手帳所持者等の状況

① 障害者手帳所持者の推移

桑折町の障害者手帳所持者は、令和4年度末時点で身体障害者手帳所持者が447人、療育手帳所持者が116人、精神障害者保健福祉手帳所持者が104人となっています。

令和2年度末と比較して、身体障害者手帳所持者は3.7%減少、療育手帳所持者は1.8%増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は9.5%増加となっています。

【障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）】



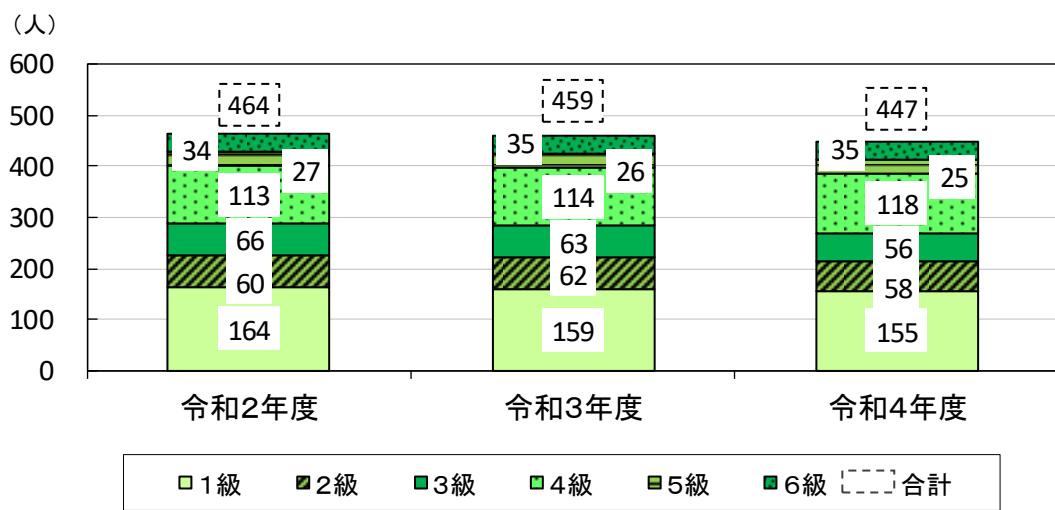
(単位：人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
身体障害者手帳所持者	4	460	464	5	454	459	4	443	447
療育手帳所持者	22	92	114	24	90	114	23	93	116
精神障害者保健福祉手帳所持者	1	94	95	0	103	103	1	103	104
合計	26	647	673	29	647	676	28	639	667

② 身体障がい児・者の状況

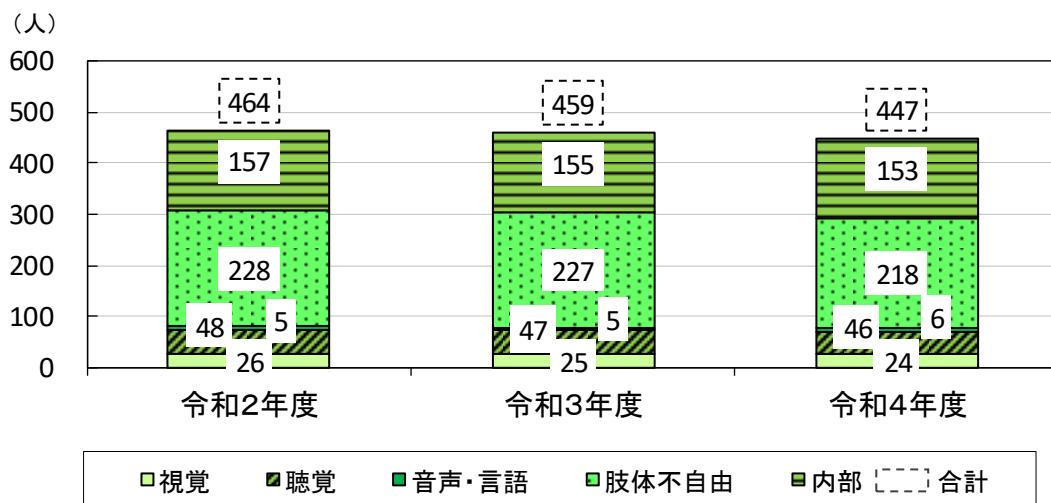
身体障害者手帳所持者の等級別では、令和4年度末現在で1級が155人（34.7%）と多く、以下、4級が118人（26.4%）、2級が58人（13.0%）となっています。また、障がい別では肢体不自由が218人（48.8%）と約半数を占め、次いで内部障がいが153人（34.2%）となっています。

【身体障害者手帳所持者の等級別の推移（各年度3月31日現在）】



	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
1級	2	162	164	3	156	159	2	153	155
2級	1	59	60	1	61	62	1	57	58
3級	0	66	66	0	63	63	0	56	56
4級	0	113	113	0	114	114	0	118	118
5級	0	27	27	0	26	26	0	25	25
6級	1	33	34	1	34	35	1	34	35
合計	4	460	464	5	454	459	4	443	447

【身体障害者手帳所持者の障がい別の内訳（各年度3月31日現在）】

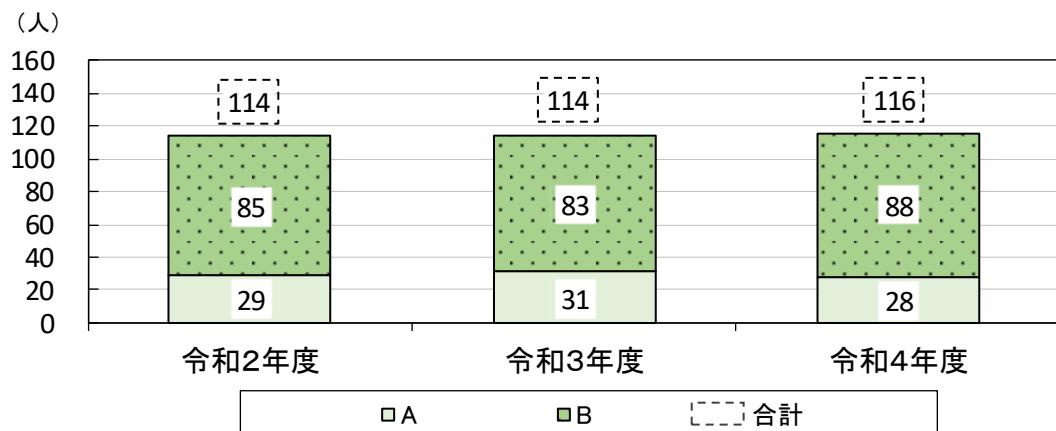


	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
視覚	0	26	26	0	25	25	0	24	24
聴覚	1	47	48	1	46	47	1	45	46
音声・言語	0	5	5	0	5	5	0	6	6
肢体不自由	3	225	228	3	224	227	2	216	218
内部	0	157	157	1	154	155	1	152	153
合計	4	460	464	5	454	459	4	443	447

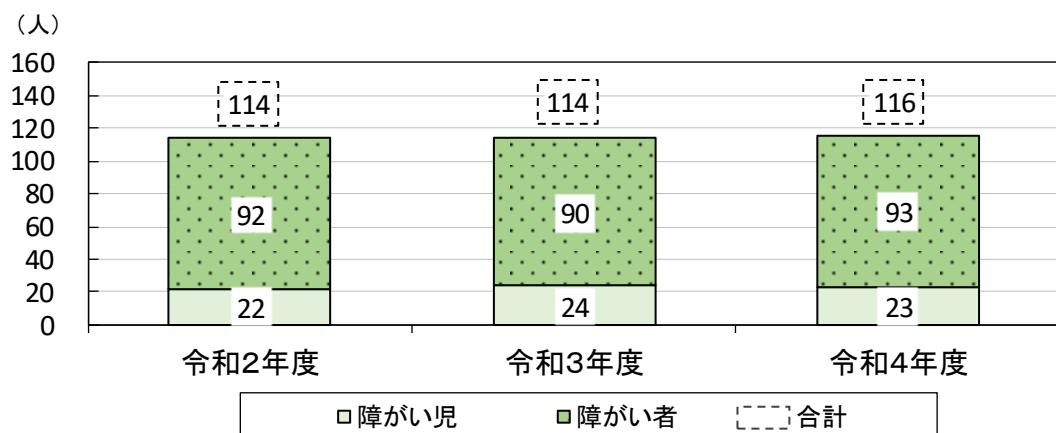
③ 知的障がい児・者の状況

療育手帳所持者の等級別では、令和4年度末現在でBが88人と、約8割を占めており、年齢別では18歳以上が93人と全体の8割以上を占めています。

【療育手帳所持者の等級別の推移（各年度3月31日現在）】



【療育手帳所持者の年齢別の推移（各年度3月31日現在）】



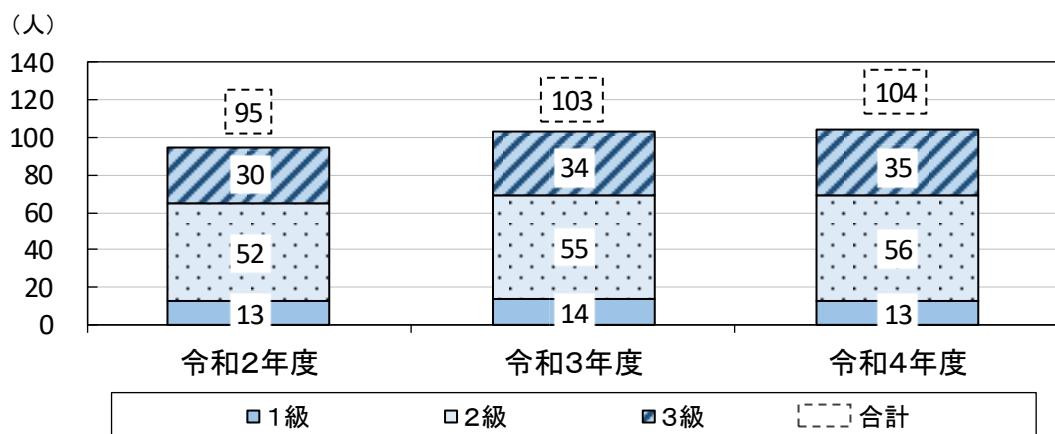
(単位：人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
A	3	26	29	5	26	31	4	24	28
B	19	66	85	19	64	83	19	69	88
合計	22	92	114	24	90	114	23	93	116

④ 精神障がい児・者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別では、令和4年度末現在で2級が56人と多く、約半数を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（各年度3月31日現在）】



	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計	障がい児	障がい者	合計
1級	0	13	13	0	14	14	0	13	13
2級	1	51	52	0	55	55	1	55	56
3級	0	30	30	0	34	34	0	35	35
合計	1	94	95	0	103	103	1	103	104

⑤ 自立支援給付の申請状況

自立支援給付の申請状況では、令和4年度現在、申請数及び受給者証交付数が131人となっており、令和2年度から131人程度で推移しています。

受給者交付数の年齢別内訳を見ると、18～64歳、17歳以下いずれも同程度で推移しています。

障害支援区分認定者数は区分1～6の該当者は38人程度で推移しています。

【自立支援給付の申請状況（各年度3月31日現在）】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請数		131	133	131
受給者証交付数	17歳以下	48	47	48
	18～64歳	83	86	83
	合計	131	133	131
障害支援区分認定者数	該当	区分1	0	0
		区分2	0	0
		区分3	4	5
		区分4	8	7
		区分5	11	10
		区分6	15	16
	合計	38	38	37

⑥ 自立支援医療公費負担の申請状況

自立支援医療費公費負担の申請状況では、令和4年度末現在で更生医療が1人、育成医療が0人、精神通院医療が200人となっており、令和2年度と比べて増加しています。

【自立支援医療費公費負担の申請状況（各年度3月31日現在）】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	1	1	1
育成医療	0	0	0
精神通院医療	185	197	200

⑦ 事業費総額

事業費の総額では、令和4年度末現在で自立支援給付費が1億9,385万円、地域生活支援事業費が1,190万円、合計2億575万円となっています。

令和2年度と比較すると、自立支援給付費は1,808万円増（10.3%増）、地域生活支援事業費は8万円増（0.7%増）、合計は1,820万円増（9.7%増）となっています。

【事業費総額（各年度3月31日現在）】

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援給付費	175,767	197,946	193,845
地域生活支援事業費	11,828	11,750	11,909
合計	187,595	209,696	205,754

(3) 通園・通学の状況

① 保育所・幼稚園

保育所に通う障害者手帳を所持している幼児数は、令和4年度6月末現在、幼稚園で1人となっています。

【保育所・幼稚園に通う幼児数の推移（各年度6月1日現在）】

(単位：人)

名称	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度
釀芳保育所	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	0	0	0
	合計	0	0	0
釀芳幼稚園	3歳児	0	0	0
	4歳児	0	0	0
	5歳児	0	1	1
	合計	0	1	1

② 特別支援学級

特別支援学級に通う児童・生徒数は、令和4年度5月1日現在、小学校で27人となっています。

【特別支援学級に通う児童・生徒数（各年度5月1日現在）】

(単位：人)

名称	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	1年生	6	1	6
	2年生	2	7	2
	3年生	2	2	8
	4年生	3	2	2
	5年生	2	3	2
	6年生	0	2	3
	合計	15	17	23
伊達崎小学校	1年生	0	0	0
	2年生	0	1	0
	3年生	0	0	1
	4年生	3	0	0
	5年生	0	3	0
	6年生	0	0	3
	合計	3	4	4
小学校計		18	21	27
中学校	1年生	3	0	4
	2年生	3	4	0
	3年生	4	3	4
	合計	10	7	8

③ 特別支援学校

特別支援学校に通う児童・生徒数は、令和4年5月1日現在、小学部は3人、中学部は3人、高等部は7人となっています。

【特別支援学校に通う児童・生徒数の推移（各年度5月1日現在）】

(単位：人)

名称	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大笠生支援学校	小学部	1年生	0	1
		2年生	0	0
		3年生	0	0
		4年生	0	1
		5年生	0	0
		6年生	2	0
		合計	2	0
	中学部	1年生	1	2
		2年生	0	1
		3年生	0	0
		合計	1	3
	高等部	1年生	4	1
		2年生	1	4
		3年生	1	1
		合計	6	6
だて支援学校 ※令和4年度開校	小学部	1年生		0
		2年生		1
		3年生		0
		4年生		0
		5年生		1
		6年生		1
		合計		3
	中学部	1年生		0
		2年生		2
		3年生		1
		合計		3
	高等部	1年生		2
		2年生		1
		3年生		2
		合計		5
郡山養護学校	中学部	1年生	0	0
		2年生	0	0
		3年生	0	0
		合計	0	0
	高等部	1年生	0	0
		2年生	0	0
		3年生	1	0
		合計	1	0

4. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

①調査目的

本調査は、障害者施策の指針となる桑折町障がい者計画を策定するにあたり、障がいのある方の状況やご意見等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として、18歳以上調査、18歳未満調査の2種により実施しました。

②調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

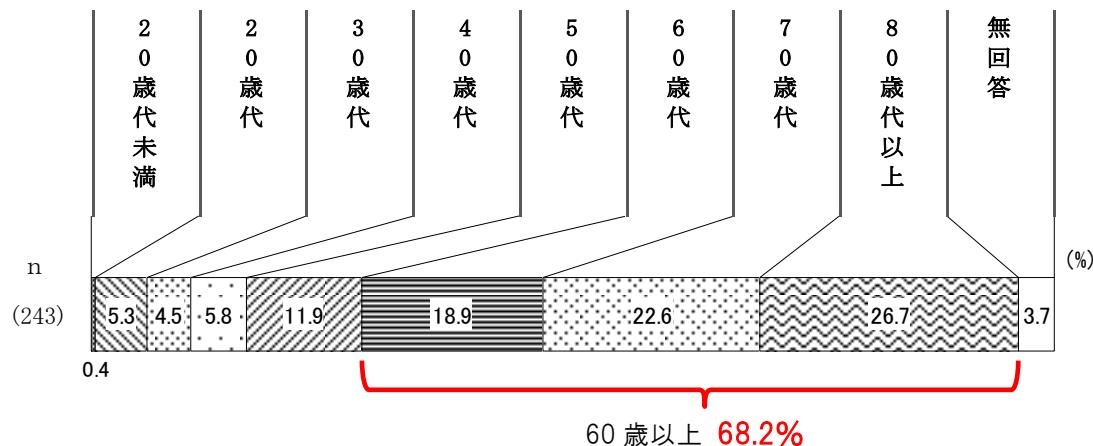
③調査期間

令和5年8月

④調査種別と回収結果

調査種別	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
18歳以上調査	町内に住民登録のある18歳以上の方で、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健手帳・自立支援医療受給者証(精神通院医療)、福祉サービス利用者	676票	243票	35.9%
18歳未満調査	町内に住民登録のある18歳未満の方で、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健手帳・自立支援医療受給者証(精神通院医療)、福祉サービス利用者	58票	19票	32.8%
合計		734票	262票	35.7%

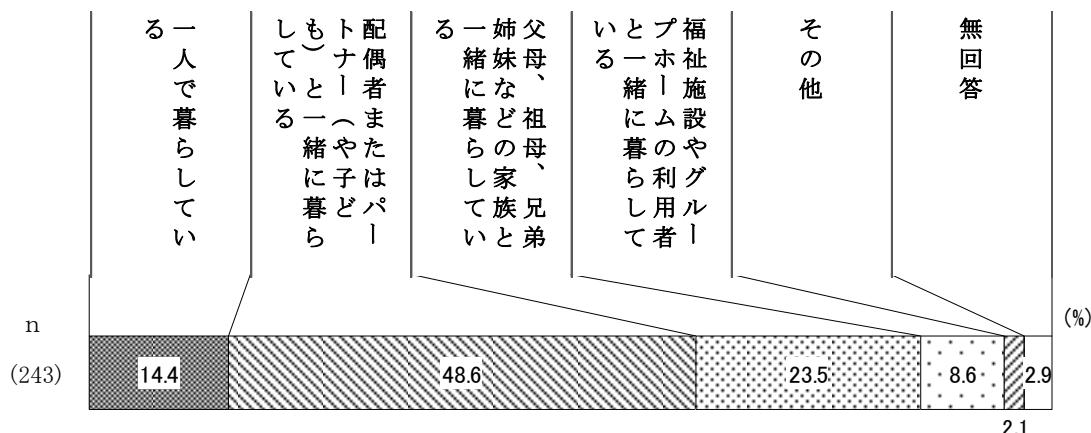
【年代区分別（18歳以上）】



(2) 18歳以上調査結果の概要

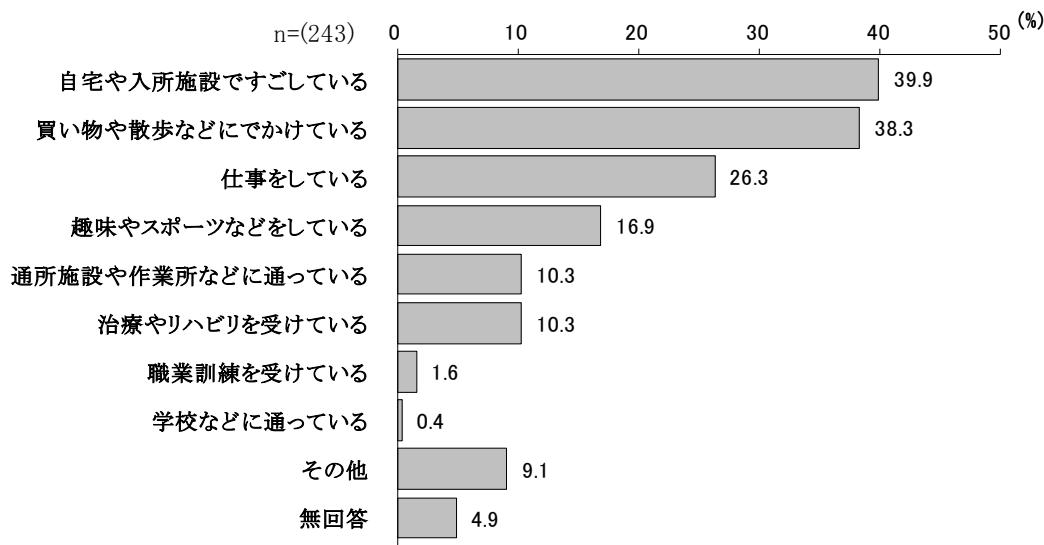
① 居住形態

現在一緒に暮らしている人は、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」が48.6%と最も多く、以下、「父母、祖母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が23.5%、「一人で暮らしている」が14.4%となっています。



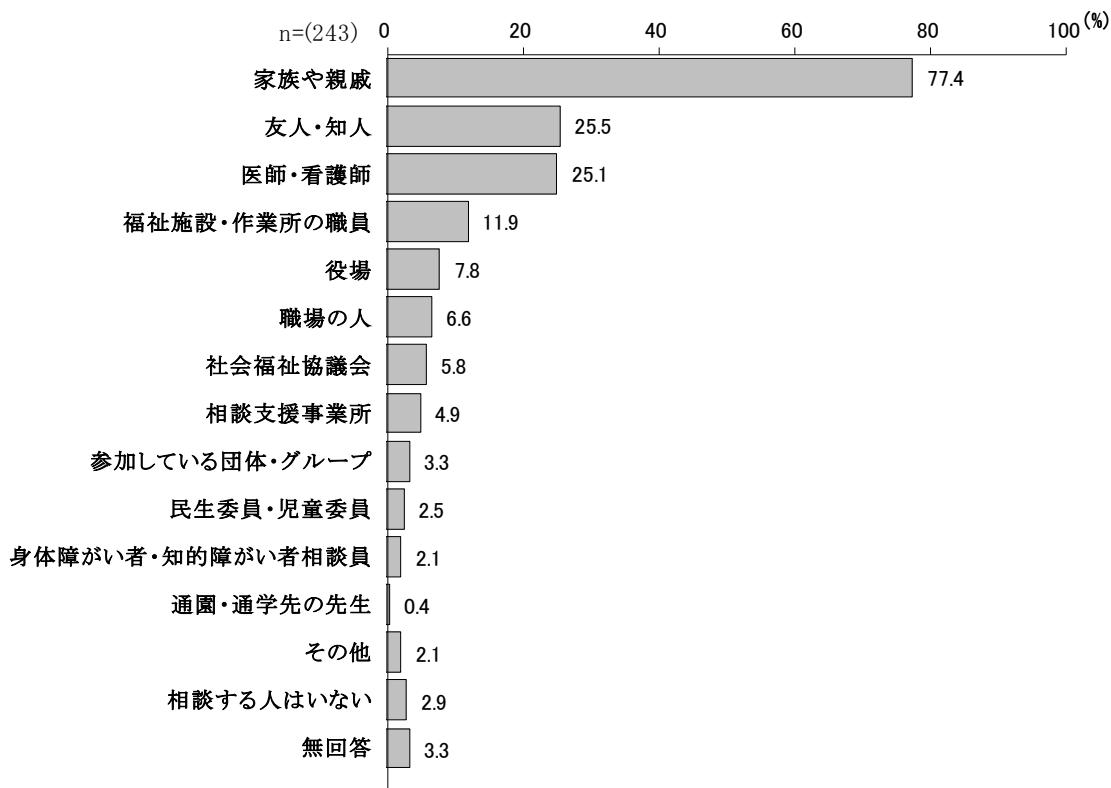
② 日中の主な過ごし方（3つまで）

日中の主な過ごし方は、「自宅や入所施設ですごしている」が39.9%と最も多く、以下、「買い物や散歩などにでかけている」が38.3%、「仕事をしている」が26.3%となっています。



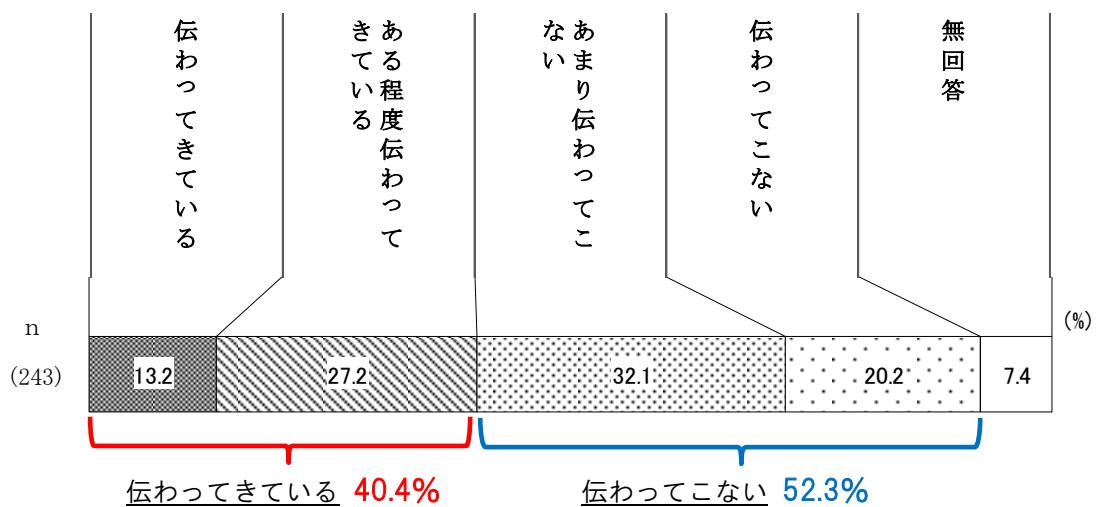
③ 心配や悩みの相談相手

心配ごとや悩みごとの相談相手は、「家族や親戚」が77.4%と最も多く、以下、「友人・知人」が25.5%、「医師・看護師」が25.1%となっています。



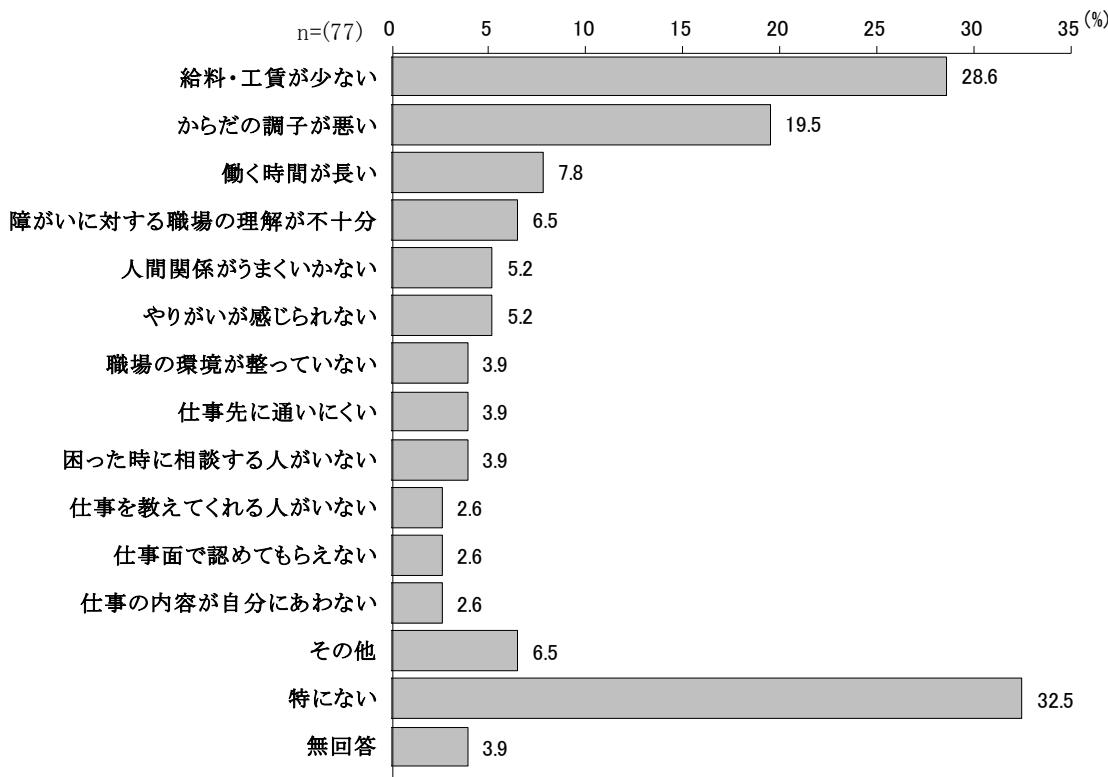
④ 福祉サービス等の情報

福祉サービス等の情報については、「伝わってきている」と「ある程度伝わってきている」を合わせた“伝わってきている”は40.4%、「あまり伝わってこない」と「伝わってこない」を合わせた“伝わってこない”は52.3%となっています。



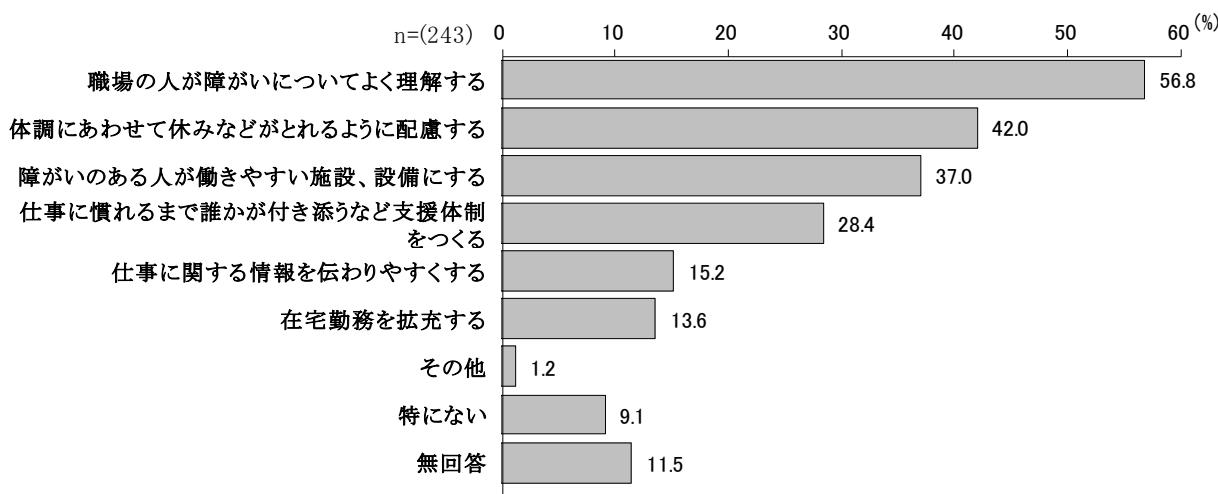
⑤ 仕事で困っていること不安なこと

仕事で困っていることや不安なことは、「給料・工賃が少ない」が 28.6%と最も多く、以下、「からだの調子が悪い」が 19.5%、「働く時間が長い」が 7.8%となっています。



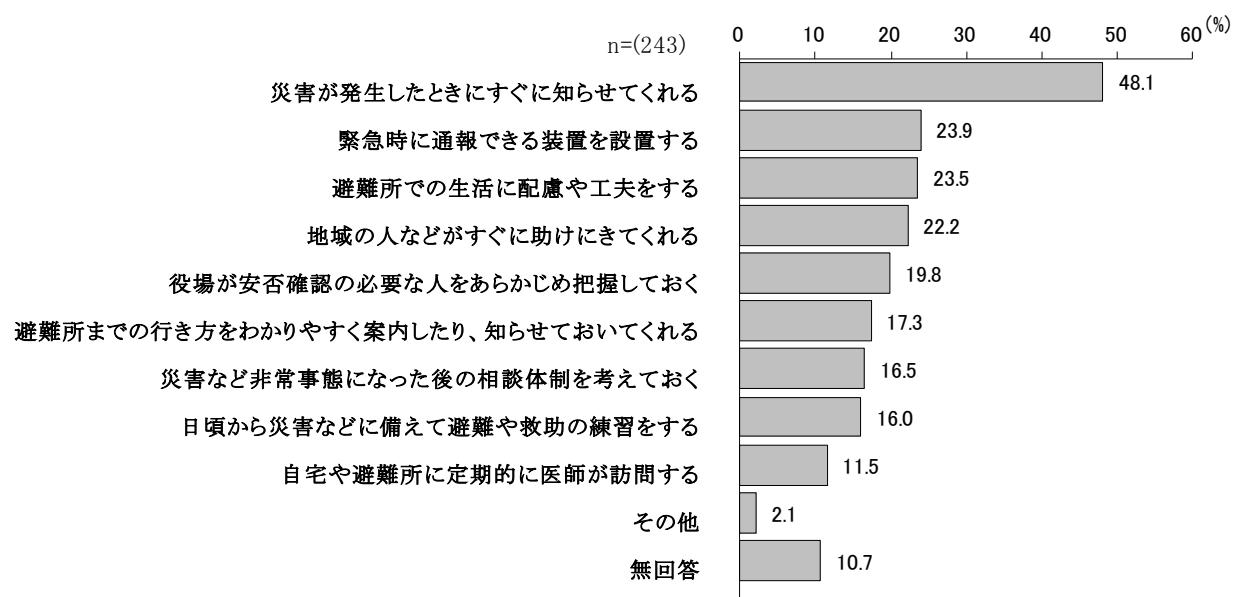
⑥ 働きやすくするために必要なこと（3つまで）

障がいのある人が働きやすくするために必要なことは、「職場の人が障がいについてよく理解する」が 56.8%と最も多く、以下、「体調にあわせて休みなどがとれるように配慮する」が 42.0%、「障がいのある人が働きやすい施設、設備にする」が 37.0%となっています。



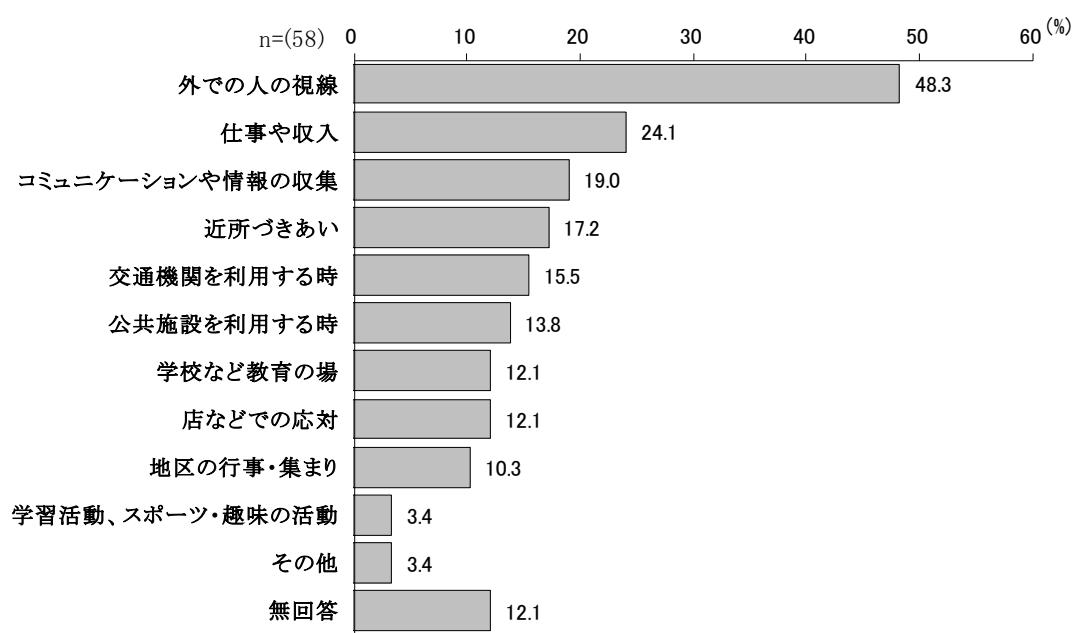
⑦ 緊急時の対応で重要なこと（3つまで）

緊急時の対応で重要なことは、「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる」が48.1%と最も多く、以下、「緊急時に通報できる装置を設置する」が23.9%、「避難所での生活に配慮や工夫をする」が23.5%となっています。



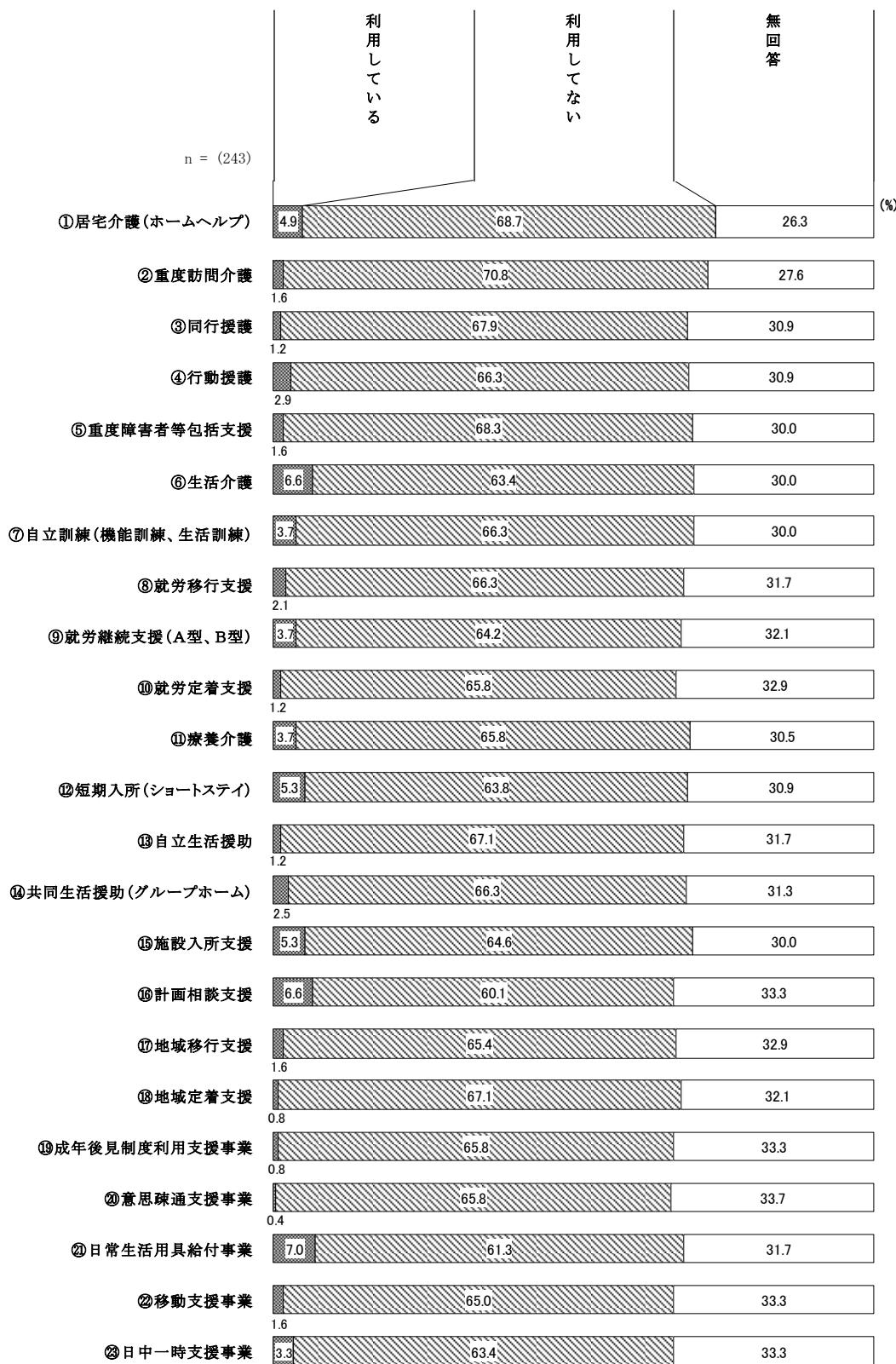
⑧ 差別や偏見を感じた場面

差別や偏見を感じた場面は、「外での人の視線」が48.3%と最も多く、以下、「仕事や収入」が24.1%、「コミュニケーションや情報の収集」が19.0%となっています。



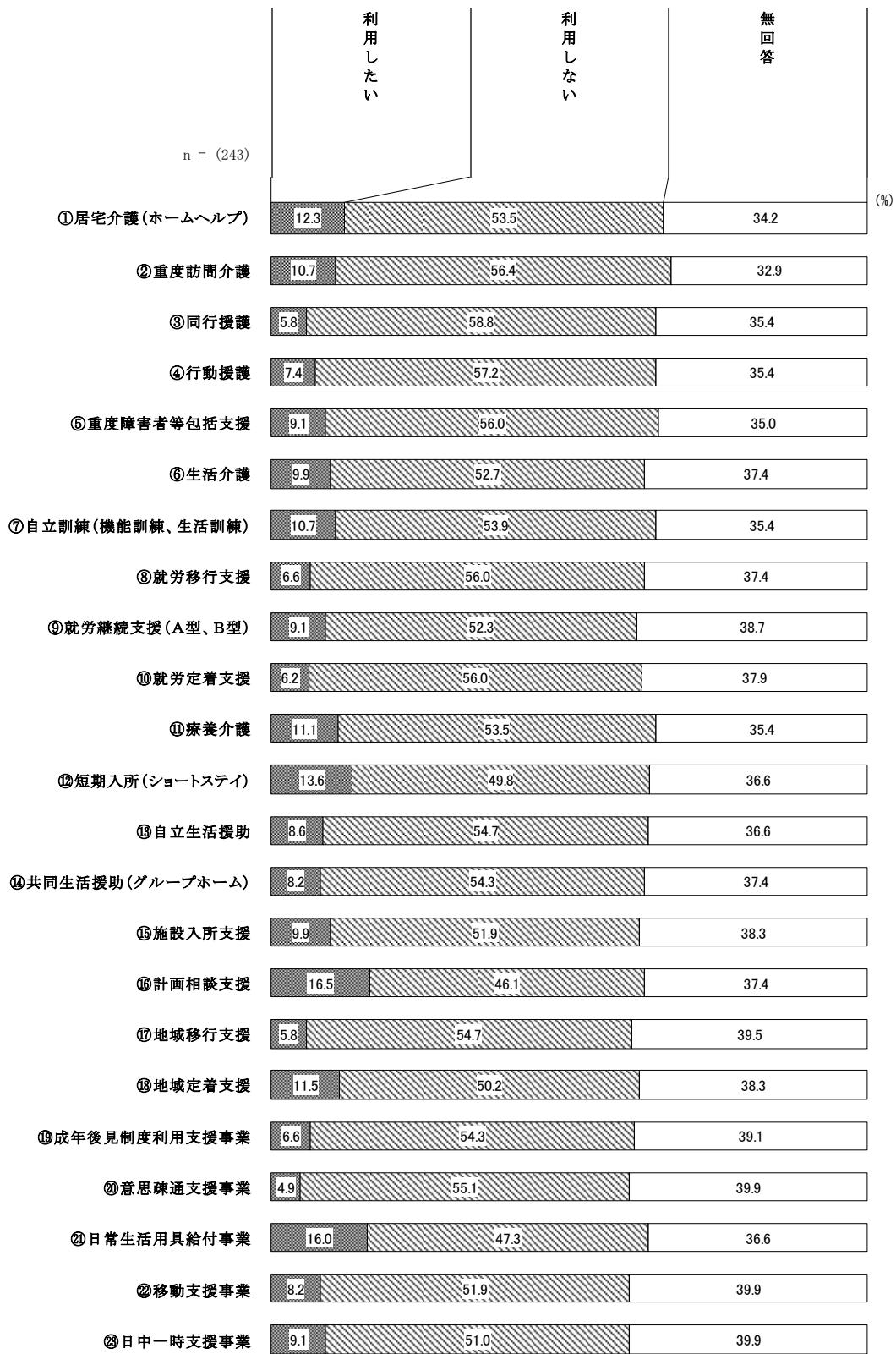
⑨ 障がい福祉サービスの利用状況

現在のサービス利用状況は、「日常生活用具給付事業」が7.0%と最も多く、以下「生活介護」、「計画相談支援」がともに6.6%、「短期入所（ショートステイ）」、「施設入所支援」がともに5.3%となっています。



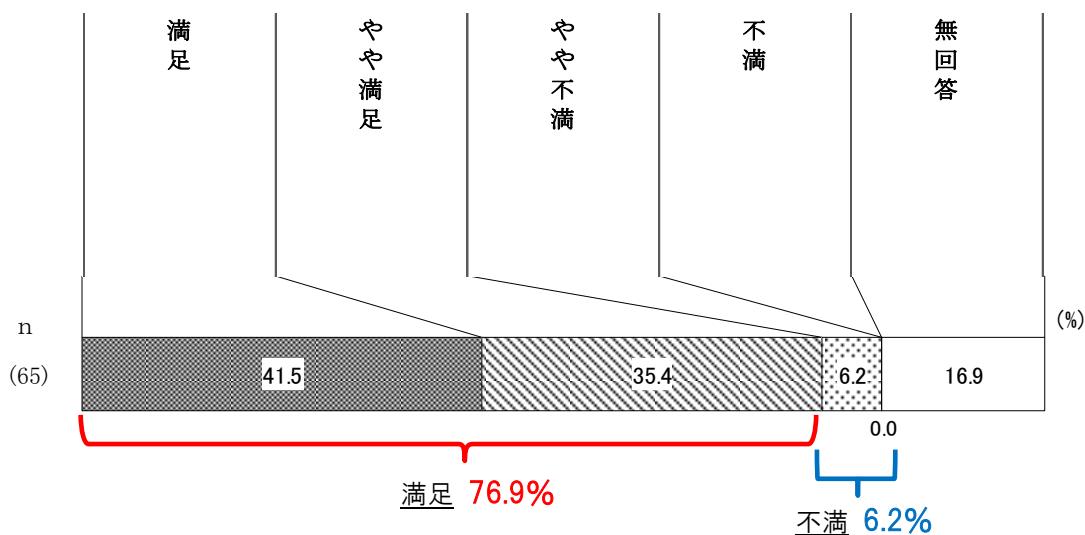
⑩ 障がい福祉サービスの利用意向

今後利用したいサービスは、「計画相談支援」が16.5%と最も多く、以下「日常生活用具給付事業」が16.0%、「短期入所（ショートステイ）」が13.6%となっています。



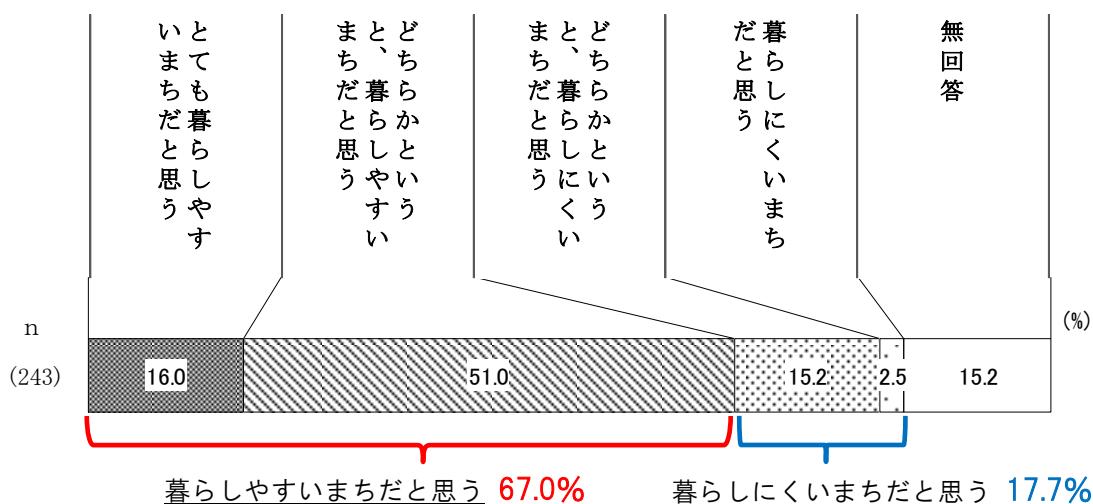
① サービス満足度

現在障がい福祉サービスを利用している方のサービス満足度は、「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”が76.9%、「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”は6.2%となっています。



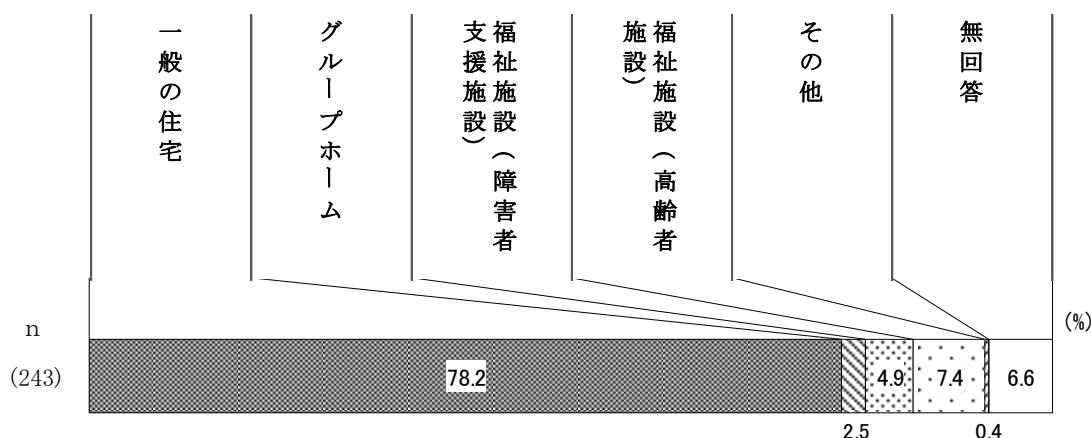
② 障がいのある人にとって桑折町は暮らしやすいか

障がいのある人にとって桑折町は暮らしやすい町だと思うかは、「どちらかというと、暮らしやすい町だと思う」と「とても暮らしやすい町だと思う」を合わせた“暮らしやすい町だと思う”は67.0%、「どちらかというと、暮らしにくいまちだと思う」と「暮らしにくいまちだと思う」を合わせた“暮らしにくいまちだと思う”は17.7%となっています。



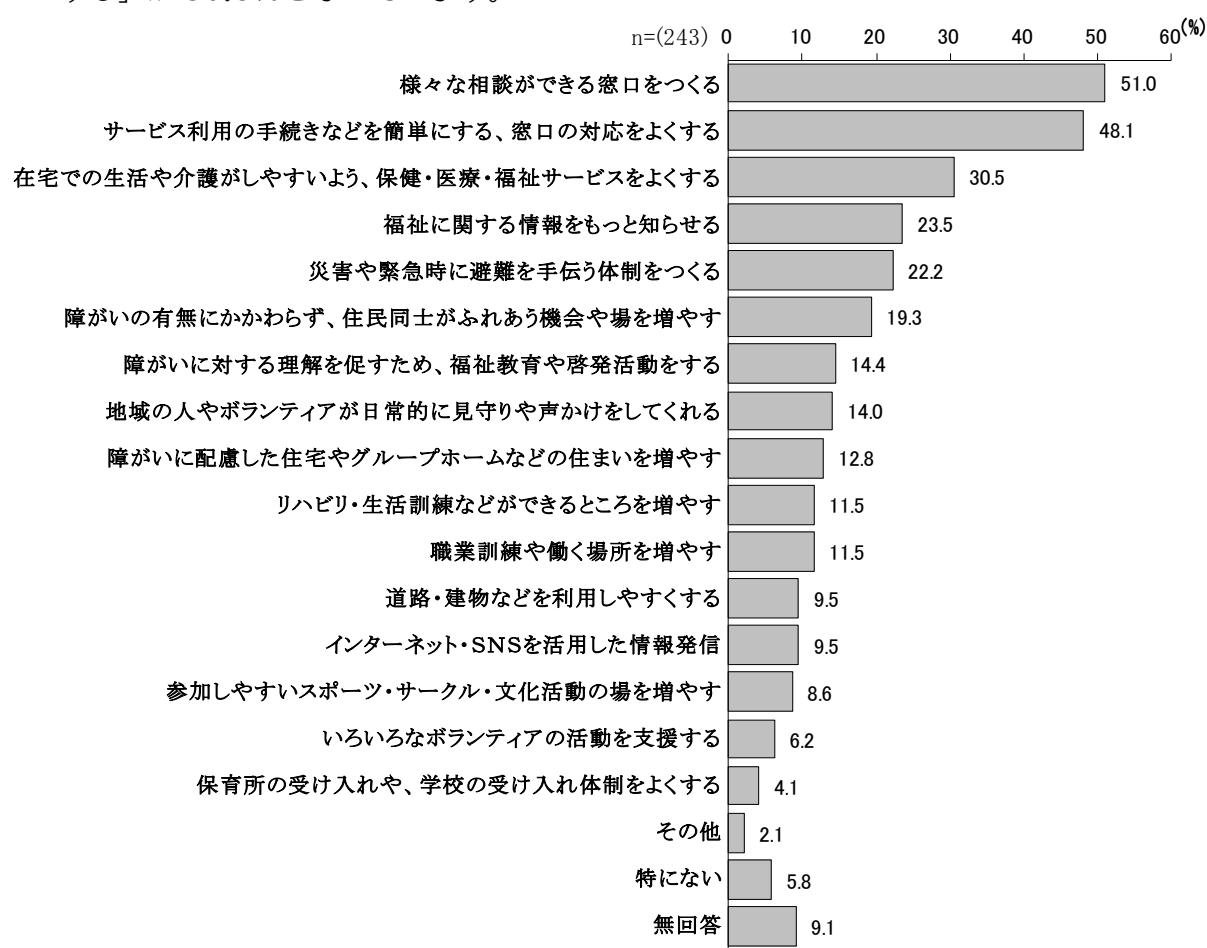
⑬ 今後の暮らし（どこで暮らしたいか）

今後3年以内に暮らしたい場所は、「一般の住宅」が78.2%と最も多く、以下、「福祉施設（高齢者施設）」（7.4%）、「福祉施設（障害者支援施設）」（4.9%）、「グループホーム」（2.5%）となっています。



⑭ 障がいのある人が暮らしやすいまちにするため必要なこと（5つまで）

障がいのある人が暮らしやすいまちにするため必要なことは、「様々な相談ができる窓口をつくる」が51.0%、「サービス利用の手続きなどを簡単にする、窓口の対応をよくする」が48.1%、「在宅での生活や介護がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスをよくする」が30.5%となっています。

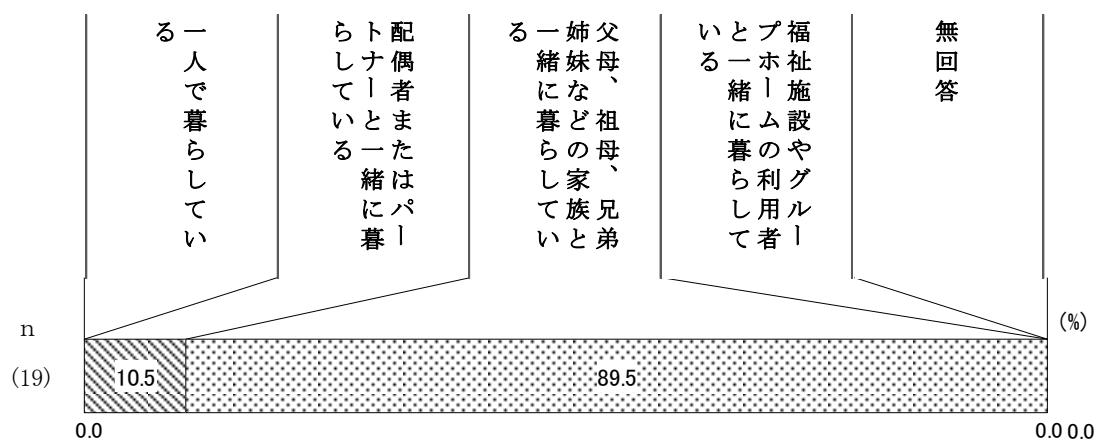


(3) 18歳未満調査結果の概要

※18歳未満の結果については、回答数が少ない点にご留意ください。

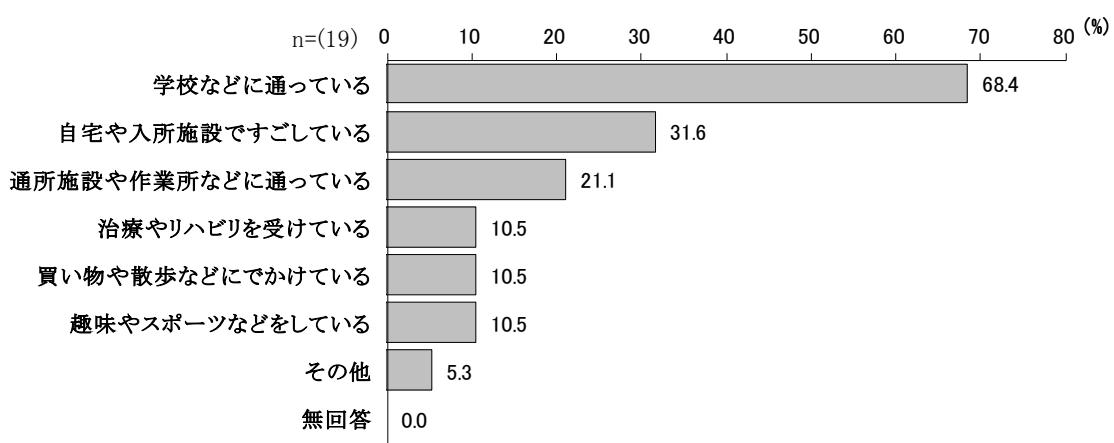
① 居住形態

現在一緒に暮らしている人は、「父母、祖母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が89.5%と最も多い、以下、「配偶者またはパートナーと一緒に暮らしている」が10.5%となっています。



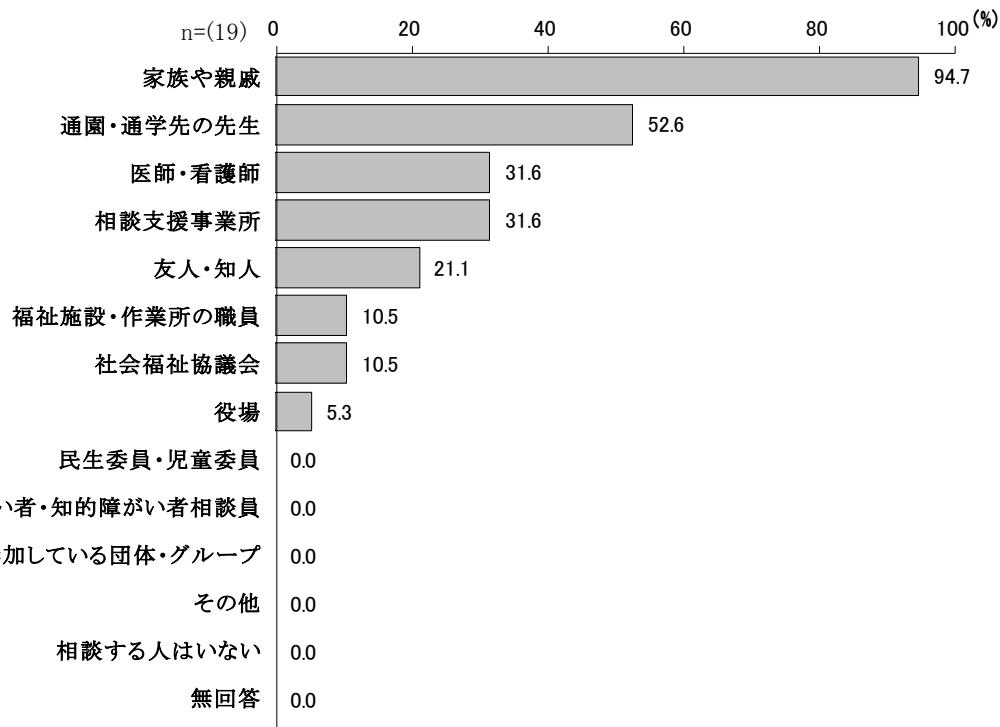
② 日中の主な過ごし方（3つまで）

日中の主な過ごし方は、「学校などに通っている」が68.4%と最も多い、以下、「自宅や入所施設で過ごしている」が31.6%、「通所施設や作業所などに通っている」が21.1%となっています。



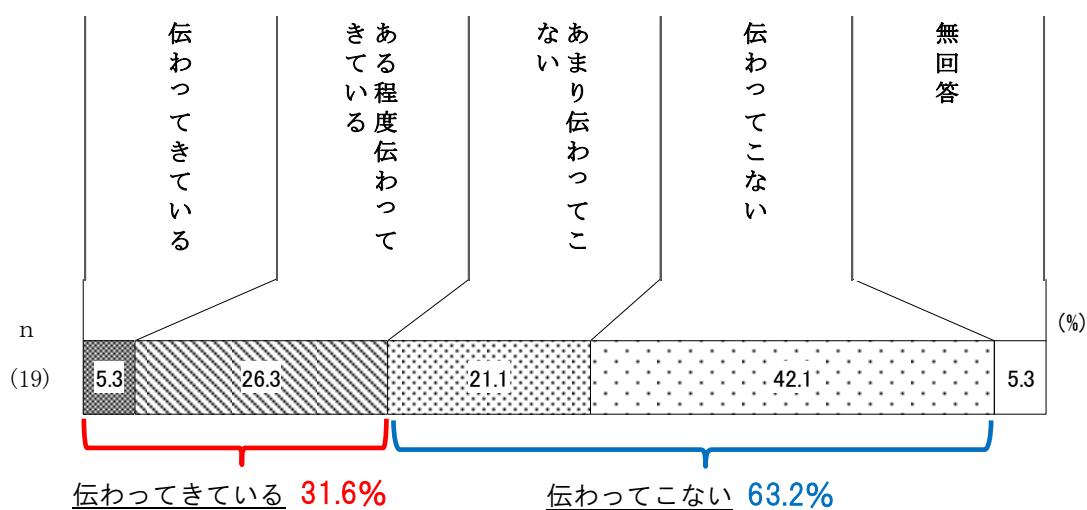
③ 心配や悩みの相談相手

心配ごとや悩みごとの相談相手は、「家族や親戚」が94.7%と最も多く、以下、「通園・通学先の先生」が52.6%、「医師・看護師」、「相談支援事業所」がともに31.6%となってています。



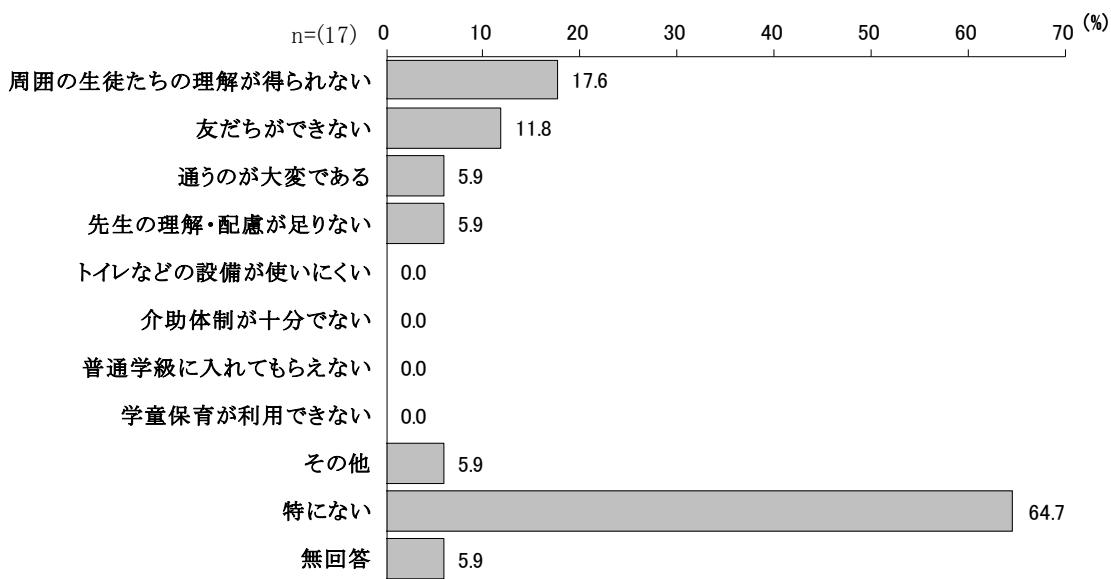
④ 障がいサービス等の情報

福祉サービス等の情報については、「伝わってきている」と「ある程度伝わってきている」を合わせた“伝わってきている”は31.6%、「あまり伝わってこない」と「伝わってこない」を合わせた“伝わってこない”は63.2%となっています。



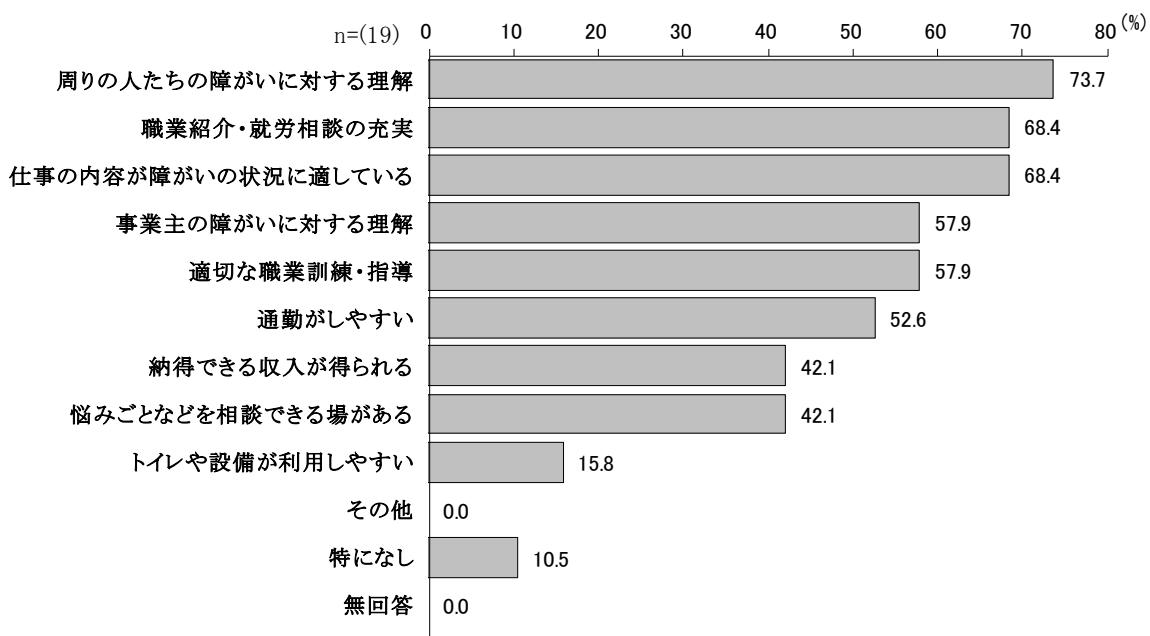
⑤ 通学（園）していて困っていること

通園・通学していて困っていることについては、「周囲の生徒たちの理解が得られない」が 17.6% と最も多く、以下、「友だちができない」が 11.8%、「通うのが大変である」、「先生の理解・配慮が足りない」がともに 5.9% となっています。



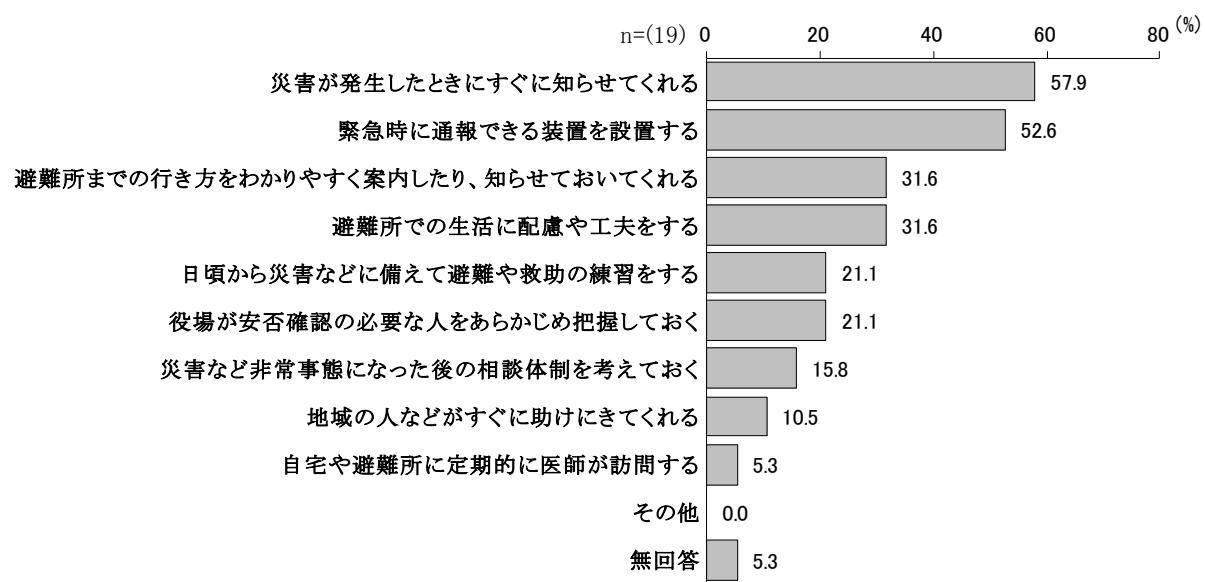
⑥ 就労に必要な条件や支援（3つまで）

就労に必要な条件や支援は、「周りの人たちの障がいに対する理解」が 73.7% と最も多く、以下、「職業紹介・就労相談の充実」、「仕事の内容が障がいの状況に適している」がともに 68.4%、「事業主の障がいに対する理解」、「適切な職業訓練・指導」がともに 57.9% となっています。



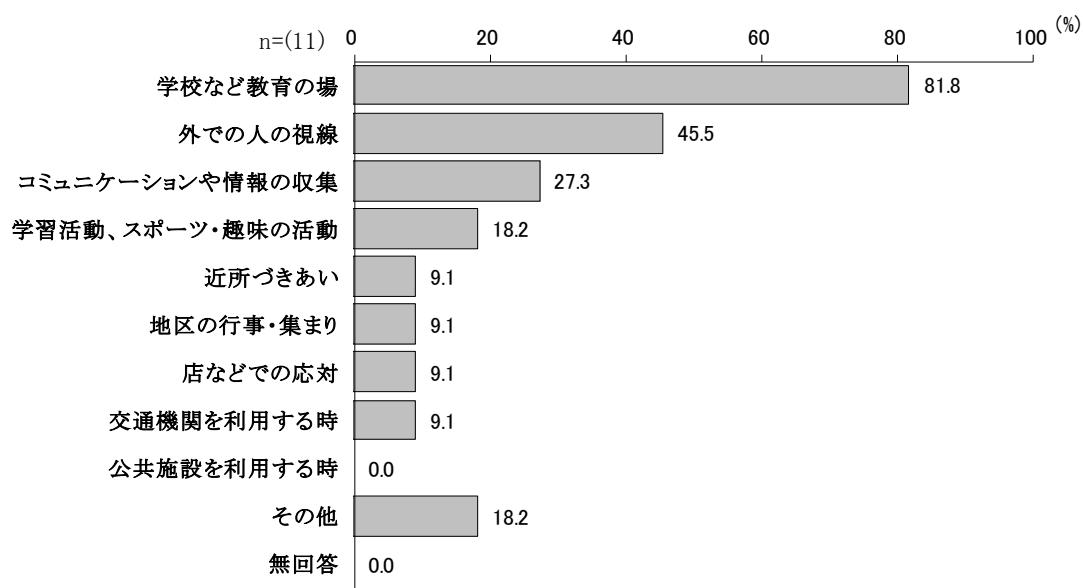
⑦ 緊急時の対応で重要なこと（3つまで）

緊急時の対応で重要なことは、「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる」が57.9%と最も多く、以下、「緊急時に通報できる装置を設置する」が52.6%、「避難所までの行き方をわかりやすく案内したり、知らせておいてくれる」、「避難所での生活に配慮や工夫をする」がともに31.6%となっています。



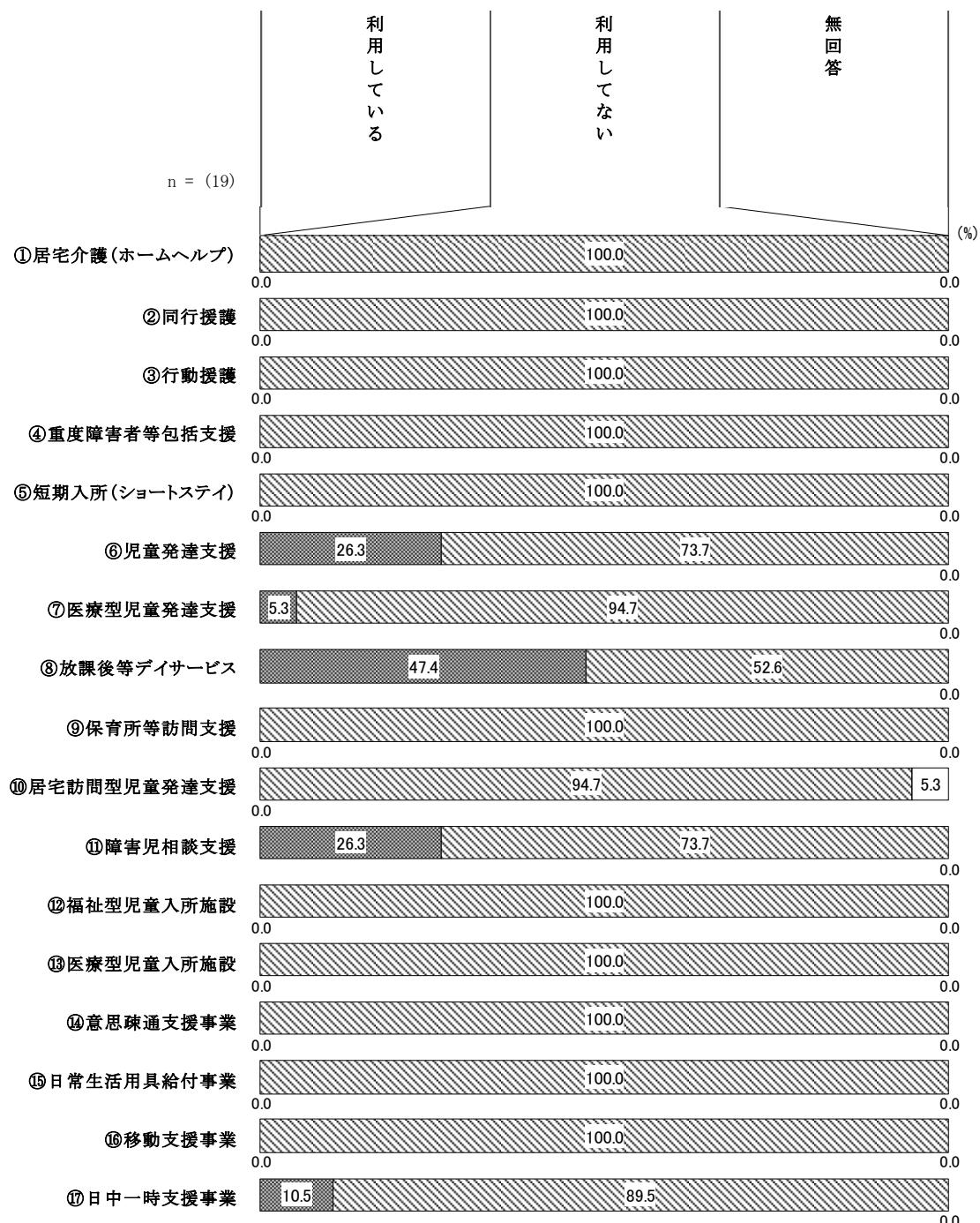
⑧ 差別や偏見を感じた場面

差別や偏見を感じた場面は、「学校など教育の場」が81.8%と最も多く、以下、「外での人の視線」が45.5%、「コミュニケーションや情報の収集」が27.3%となっています。



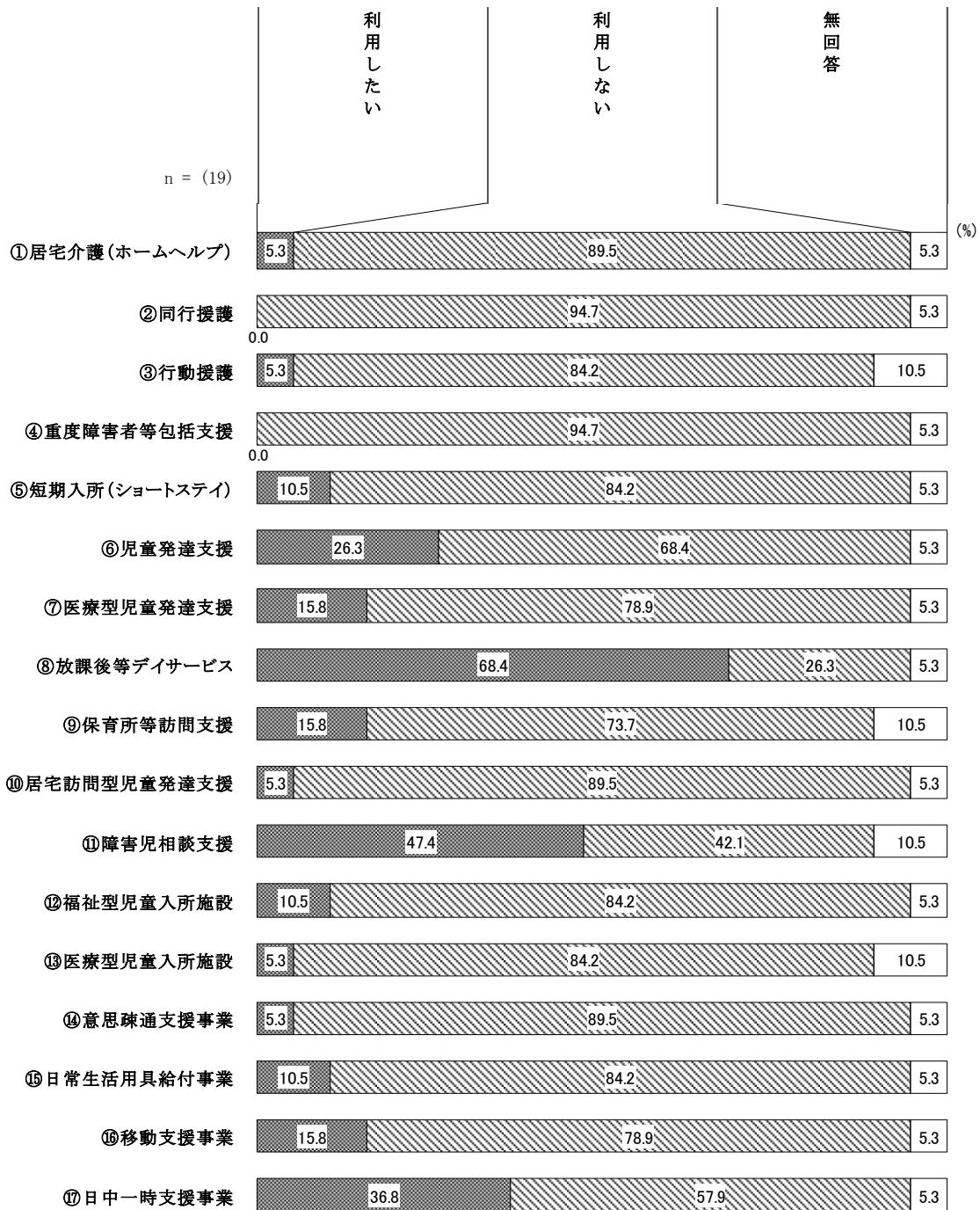
⑨ 障がい福祉サービスの利用状況

現在のサービス利用状況は、「放課後等デイサービス」が47.4%と最も多く、以下「児童発達支援」、「障害児相談支援」がともに26.3%、「日中一時支援事業」が10.5%となっています。



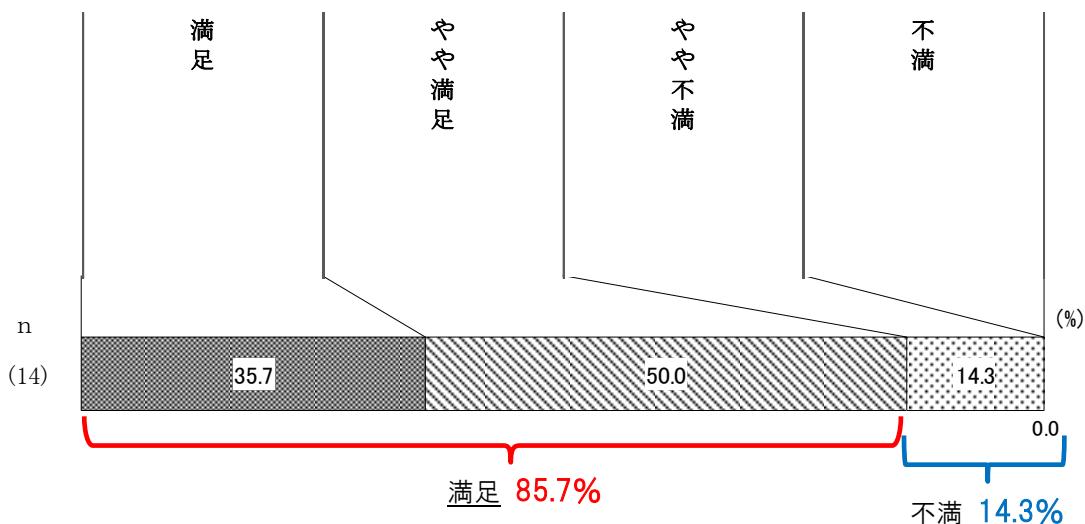
⑩ 障がい福祉サービスの利用意向

今後利用したいサービスは、「放課後等デイサービス」が68.4%と最も多く、以下「障害児相談支援」が47.4%、「日中一時支援事業」が36.8%となっています。



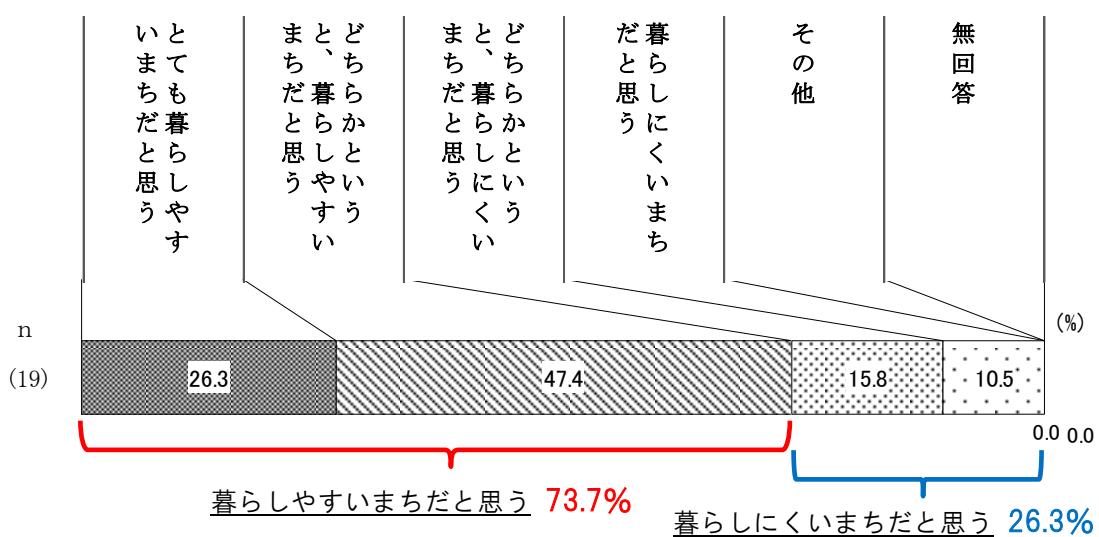
⑪ サービス満足度

現在障がい福祉サービスを利用している方のサービス満足度は、「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”は85.7%、「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”は14.3%となっています。



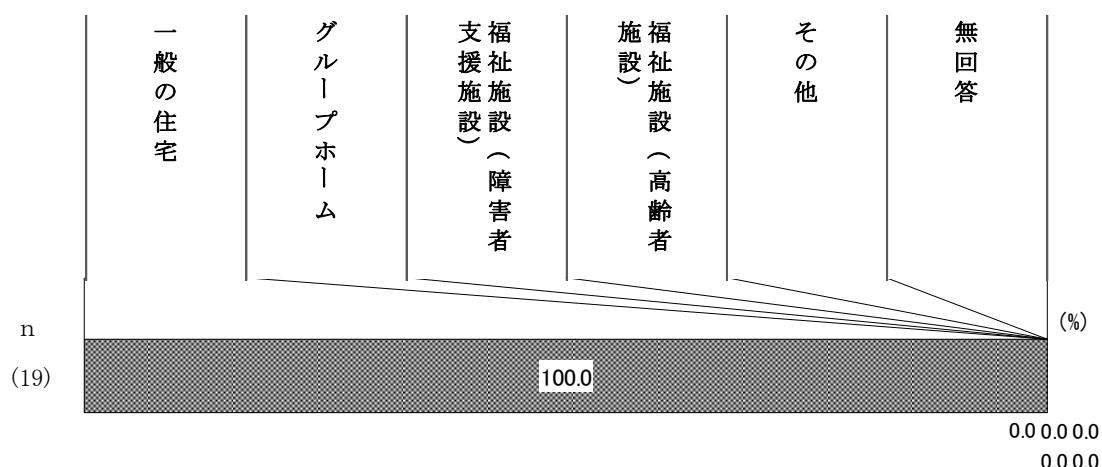
⑫ 障がいのある人にとって桑折町は暮らしやすいか

障がいのある人にとって桑折町は暮らしやすいまちだと思うかは、「どちらかというと、暮らしやすいまちだと思う」と「とても暮らしやすいまちだと思う」を合わせた“暮らしやすい町だと思う”は73.7%、「どちらかというと、暮らしにくいまちだと思う」と「暮らしにくいまちだと思う」を合わせた“暮らしにくいまちだと思う”は26.3%となっています。



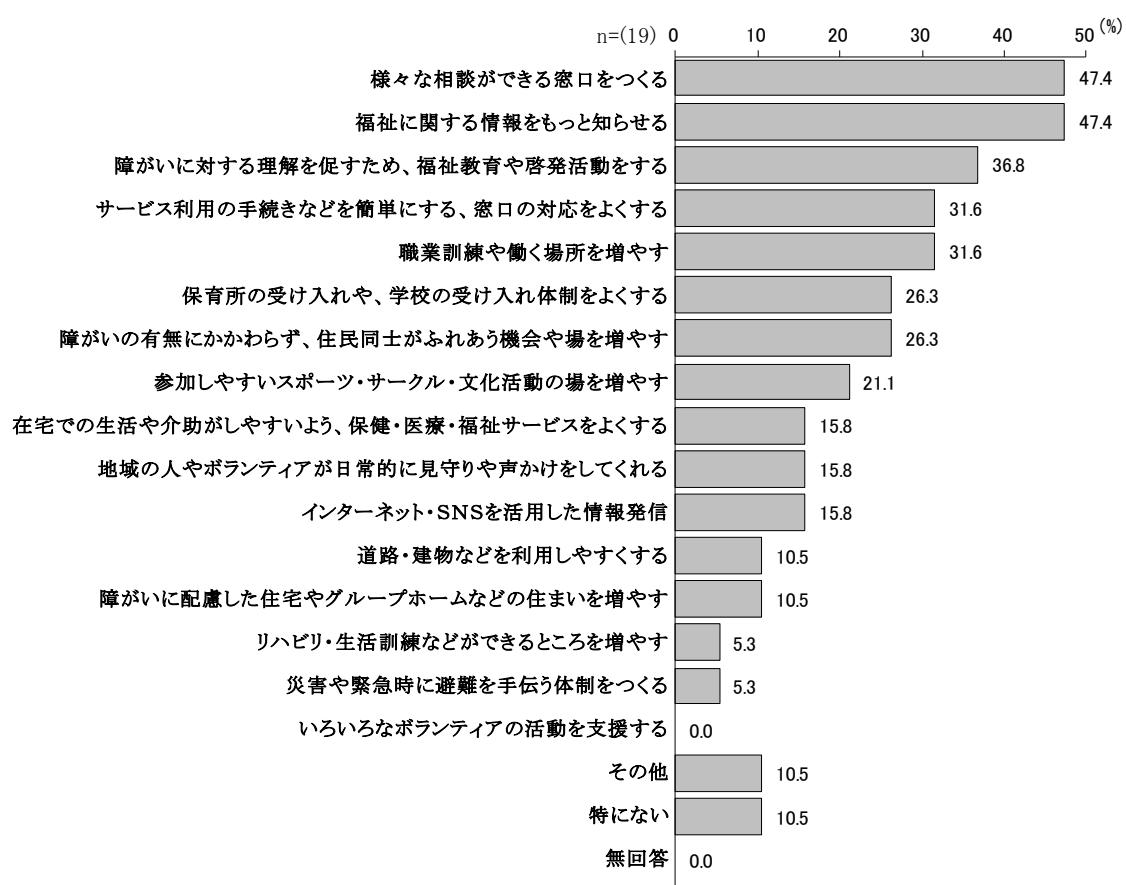
⑬ 今後の暮らし（どこで暮らしたいか）

今後3年以内に暮らしたい場所は、「一般の住宅」が100.0%と最も多くなっています。



⑭ 障がいのある人が暮らしやすいまちにするため必要なこと（5つまで）

障がいのある人が暮らしやすいまちにするため必要なことは、「様々な相談ができる窓口をつくる」、「福祉に関する情報をもっと知らせる」がともに47.4%と最も多く、以下、「障がいに対する理解を促すため、福祉教育や啓発活動をする」が36.8%、「サービス利用の手続きなどを簡単にする、窓口の対応をよくする」、「職業訓練や働く場所を増やす」がともに31.6%となっています。



(4) アンケート調査結果からみた課題のまとめ

アンケート調査結果から見た、本町の障がい者施策を取り巻く主な現状と課題を以下にまとめました。

■サービス利用について

(現状)・利用サービスの満足度については、“満足”と回答した割合は18歳以上で76.9%、18歳未満で85.7%と、どちらも7割以上となっています。前回調査時は、「満足」が36.4%、「不満」が1.8%だったことからも、サービスを利用している人の満足度は高い傾向にあることがわかります。

(課題)・今後も引き続き、障がい福祉サービスの充実した提供が必要です。

■まちの暮らしやすさについて

(現状)・障がいのある人にとってのまちの暮らしやすさについては、“暮らしやすいまちだと思う”と回答した割合は18歳以上で67.0%、18歳未満で73.7%と、どちらも6割以上となっています。前回調査時と比較すると、18歳以上で“暮らしやすいまちだと思う”は58.3%だったことから、今回は8.7ポイント上昇しました。

(課題)・暮らしやすいまちづくりのため、今後も障がい施策を総合的にかつ着実に推進していくことが必要です。

■差別や偏見について

(現状)・差別や偏見を感じた場面については、18歳以上では「外での視線(48.3%)」、「仕事や収入(24.1%)」が、18歳未満では「学校など教育の場(81.8%)」、「外での人の視線(45.5%)」が上位に挙げられており、障がいのある人が日常生活において、何らかの差別や偏見を感じていることがわかります。

(課題)・地域の人々が障がいのある人のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが求められます。障害者差別解消法の啓発に努めるとともに、尊厳と権利を保障するための総合的な施策を推進する必要があります。

■障がいサービス等の情報について

- (現状)・障がいサービス等の情報については、情報が“伝わってこない”と回答した割合は18歳以上で52.3%、18歳未満で63.1%と、どちらも半数以上となっています。前回調査時の18歳以上の結果と比較すると、“伝わってこない”は46.3%だったことから、今回は6.0ポイント上昇しており、情報が十分に伝わってこないと感じている方が多いことがわかります。
- ・必要とされている情報の内容をみると、18歳以上では「サービスの情報」、「医療に関する情報」、「福祉の法律や制度に関する情報」が、18歳未満では「サービスの情報」、「通所や入所に関する福祉施設の情報」、「相談できる場所の情報」が上位に挙げられており、年齢による違いが見られます。
 - ・緊急時の対応で重要なこととして、「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる」と回答した割合は18歳以上で48.1%、18歳未満で57.9%と、どちらも最も多くなっています。
- (課題)・障がい福祉サービスに関する情報をはじめ、障がいのある人が知りたいと思う情報をよりわかりやすく、そして、障がい特性に対応した様々な方法で提供していく必要があります。また、平常時だけではなく、災害時・緊急時の情報提供についても配慮や対策が求められます。

■相談窓口について

- (現状)・障がいのある人が暮らしやすいまちにするために必要なこととして、18歳以上では「様々な相談ができる窓口をつくる(51.0%)」、「サービス利用の手続きなどを簡単にする、窓口の対応をよくする(48.1%)」、18歳未満では「様々な相談ができる窓口をつくる(47.4%)」などが上位に挙げられています。前回調査時の結果でも、18歳以上では「サービス利用手続き等の簡素化、窓口対応の改善(43.5%)」、「様々な相談ができる窓口をつくる(43.0%)」の割合が高かったことから、相談窓口が非常に重視されているのは変わらないことがわかります。
- (課題)・障がいのある人が地域で自分らしく自立した生活をしていくためには、身近な困りごとから専門的な知識を要する問題まで、本人やその家族が気軽に相談でき、安心を得られる相談窓口や、相談体制の充実が必要です。

■今後の生活について

- (現状)・今後暮らしたい場所をみると、18歳以上、18歳未満ともに「一般の住宅」が最も多く希望されています。自立に向けては、18歳未満において福祉教育などとともに、「職業訓練や働く場所を増やす」ことが上位に挙げられています。
- (課題)・障がいのある人の実態やニーズの把握に努めながら、日常生活を支援する各種サービスの充実、社会参加の促進など、様々な施策をさらに推進することが必要です。

5. 計画の方向性

(1) 計画の基本的な考え方

国は、「障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」とした上で、障害者権利条約の理念に即した以下の障害者基本法の各基本原則等にのっとり、「当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施すること」としています。本町の総合計画においては、方針4「健康で元気なまちづくり」の施策4-2で「地域福祉と障がい者福祉の推進」を掲げています。これらにのっとり、「桑折町第5次障がい者計画」を推進します。

① 地域社会における共生等

すべての障がいのある人が、障がいの無い人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としながら、以下に掲げる機会の適切な確保・拡大を図るため、障がい児・者施策を実施するものとします。

- ア 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。
- イ 健康福祉課が高齢者、障がい児・者等の一体的な相談窓口となっており、「縦割り」ではなく「まるごと」相談を行い、関係機関等への調整を行っています。これらの福祉サービスについて、引き続き相互に又は一体的に利用しやすくなるよう取り組みます。
- ウ 障がい者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保を図ります。
- エ 住民団体等による地域活動や、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく活動に対しては、障がい児・者施策と高齢者施策が一体となった支援を進めます。
- オ 言語（手話を含む。）その他の意志疎通の手段について選択する機会の確保を図ります。
- カ 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大を図ります。

② 差別や虐待の禁止

障がい者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁じ、合理的配慮の提供を確保することが求められていることや、障がい者差別解消法においてその趣旨が具體化されていることから、障がいに基づく差別その他の権利、利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるための適切な措置をとる必要があります。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。本町においても、相談体制の整備をはじめとした様々な対応を図ります。

障がい者虐待に関しては、平成24年10月1日から施行されている「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)において、障がい者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援措置などが求められています。また、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、速やかに通報することが義務付けられています。

障がい者の自立や社会参加を進めるためにも、虐待を防止することは非常に重要です。広く周知を進めるとともに、関係機関と連携を図って対応していきます。

③ 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者基本法第2条において、障がいのある人を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と定義しており、障がいのある人が経験する困難や制限は個人の障がいと社会的要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人の社会参加を実質的なものとし、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。社会的障壁の除去に向けた各種の取組を推進していくため、障がいのある人の利便性向上に向けた環境整備を図ります。

近年は、画像認識、音声認識、文字認識等のAI技術が進展し、自分に合った方法でのデジタル機器・サービスが利用可能となっています。こうした機器やサービスはアクセシビリティとの親和性が高いという特徴があり、社会的障壁除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな技術について調査研究を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を検討します。

あわせて、社会のあらゆる場面における利便性向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・住民団体等の取組を支援します。

④ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用の各分野の緊密な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。展開する施策は、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられるとともに、困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自

立と社会参加の支援という観点から行われる必要があること、障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

また、8050問題等、個人や世帯が抱える課題は複雑化・多様化していることからも、複数の分野にまたがる課題については、関係機関、制度等の必要な連携を図り、総合的かつ横断的に対応していきます。

障がいのある人の親亡き後の支援も課題であり、成年後見制度の利用促進や適切なサービスがいつでも受けられるよう、関係機関との連携を強化して対応していきます。

⑤ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい児・者施策は、一人ひとりの障がいの特性、障がいの状況、生活の実態等に応じた支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がい、医療的ケア児、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体のさらなる理解促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

⑥ 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、きめ細かな配慮をしながら障がい児・者施策を立て、実施することが重要です。

また、障がいのある子どもについては、子どもの視点で子どもを取り巻く環境を視野に入れ、権利を保障するとともに、妊娠期からの切れ目のない継続支援など、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要があることに留意します。さらに、障がいのある高齢者に係る施策については、高齢者施策との整合性に留意して実施する必要があります。

(2) 計画の構成（基本理念・基本目標・基本施策）

桑折町第4次障がい者計画では、基本理念を「みんなとともに地域で暮らす、自立と共生のまち こおり」と定め、障がい福祉施策を進めてきました。

本計画の上位計画である桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」（令和3年9月策定）では、「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」を町の将来像として掲げ、活力や元気があふれる輝かしい未来に向けたまちづくりを進めています。また、桑折町総合計画の障がい者福祉分野における“町が目指す姿”には、「地域支援ネットワークを強化し、みんながつながり、みんなで支えあう安心のまち」を設定し、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすまちづくりを推進しています。

「みんなとともに地域で暮らす、自立と共生のまち こおり」の基本理念は、国の「第5次障害者基本計画」の基本理念とも合致していることから、桑折町第5次障がい者計画においても引き続き基本理念と定めます。

【桑折町第5次障がい者計画の基本理念】

みんなとともに地域で暮らす、
自立と共生のまち こおり

「地域で暮らす」は、障がいを持つ方が住み慣れた地域で、家族や近隣の人々に支えられ、尊重されながら安心して自分らしく暮らす姿を現しています。

「自立と共生のまち」は、日々の生活の中で、自分でできることは積極的に自分で行い、その達成感を味わい、さらに、自力でできないことについては、周囲の人々からの助けを借りながら、地域の人々とのふれあいの中で、ともに生きることができるまちを表現しています。

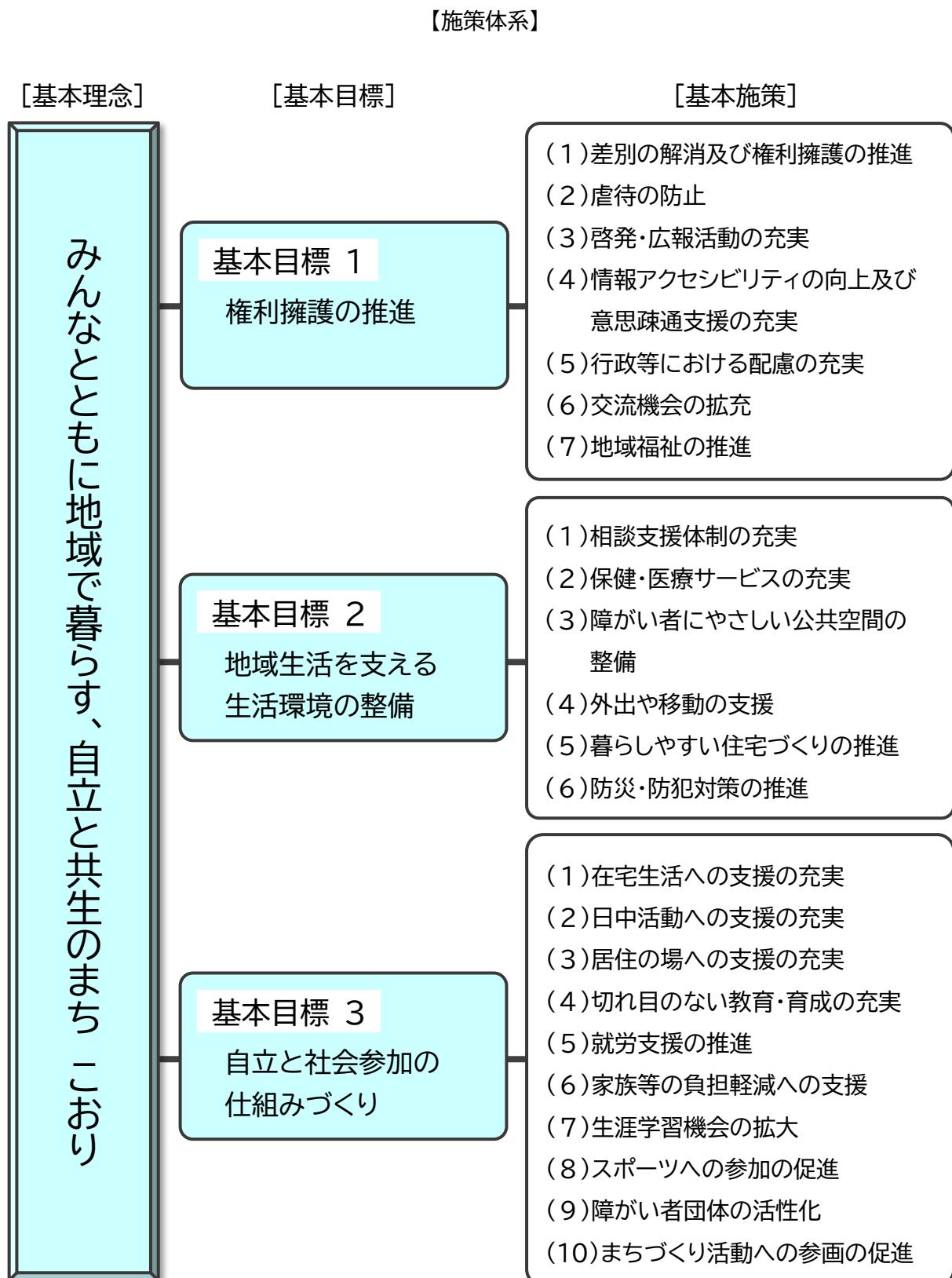
「桑折町第5次障がい者計画」においては、この基本理念に基づき、障がいのある方が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己表現できるよう支援していきます。

さらに、本基本理念の実現のため、以下の基本目標を設定し、障がい福祉施策を推進していきます。

【基本目標】

① 権利擁護の推進	国の障がい者施策の基本的方向性は「障がい者支援」から「権利擁護」の視点に変わっています。障がいのある人の権利擁護のため、さらなる取組を進めます。
② 地域生活を支える 生活環境の整備	障がいのある人が地域で自分らしい生活ができる社会、共生社会の実現に向け、障がい福祉サービスや支援体制の充実など、障がいのある人を取り巻く生活環境の整備を推進します。
③ 自立と社会参加の 仕組みづくり	地域における自立生活を支えるため、個々の障がいの特性や状況に合わせた自己決定権を尊重し、自己実現を促進します。 また、障がいのある人の社会参加を阻む様々な障壁や課題に対しては、バリアフリーの環境整備やアクセシビリティの向上、差別解消の啓発活動などにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

計画の基本理念「みんなとともに地域で暮らす、自立と共生のまち こおり」と、3つの基本目標の達成に向け、23の基本施策を位置づけます。



第2章 障がい者基本計画の分野別施策

1. 権利擁護の推進

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目的とする「障害者差別解消法」が平成28年4月1日より施行されました。障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした同法は、令和3年5月に改正され、令和6年4月1日から施行されます。

本町では、相談窓口の設置や権利擁護の推進に努めてきましたが、今後も障がいや障がいのある方への理解を深め、障がいを理由とした不当な差別を無くすための取組を進めていく必要があります。

また、「成年後見制度」、「成年後見制度利用支援事業」、「日常生活自立支援事業」などの制度の周知を引き続き図っていきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がい者の権利擁護を推進していくため、関係機関等との連携を構築しながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組の推進を図ります。
- ◆改正障害者差別解消法により、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されたことから、具体的な対応事例を提示するなど、制度の普及・啓発を図ります。
- ◆「成年後見制度」・「成年後見制度利用支援事業」・「日常生活自立支援事業」について、制度の周知を図り利用促進に努めます。

【地域福祉権利擁護事業・成年後見制度】

区分	内 容	
1 地域福祉 権利擁護事業	・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
2 成年後見制度	(1) 法定後見 (判断能力が衰えた後)	①後見：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象
	(2) 任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく)	

(2) 虐待の防止

平成24年10月から、障がい者に対する虐待を防止するための「障害者虐待防止法」が施行されています。

本町では、障がい者への虐待の予防および早期発見・早期対応、安定した生活や社会参加を支援するため、役場に相談窓口を開設し対応しています。

引き続き、関係機関等との連携を強化し、虐待防止の体制の充実を図るとともに、「障害者虐待防止法」の周知を図り、虐待の未然防止に努めます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がい者虐待防止センターを中心に、養護者などによる虐待の防止と早期発見に努め、関係機関等と連携し、虐待を受けた障がい者を保護する場所の確保に努めます。
- ◆虐待の防止のため、「障害者虐待防止法」や「障がい者虐待防止センター」の周知及び通報の啓発に努めます。

(3) 啓発・広報活動の充実

地域共生社会を実現し、障がい者が地域で生活していくためには、町民一人ひとりが、偏見を取り除き、障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが重要です。

様々な機会や手段を利用し、総合的な視点を持って、障がいや障がい者に対する理解を深める取組を推進していきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がいや障がい者に対する理解を深めるため、「広報こおり」や町ホームページなどを活用しながら、様々な機会において、啓発・広報の充実を図ります。
- ◆障がい者に関する情報などをまとめた冊子等の活用を図ります。

(4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がい者が社会のあらゆる分野の活動に参加するためには、必要な情報に身近にアクセスできることや意思疎通の手段が充実していることが必要です。

アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の「利用のしやすさ」のことです。障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上を図っていきます。

意思疎通支援には、手話通訳者・要約筆記者の派遣を「一般社団法人 福島県聴覚障害者協会」へ委託しています。また、地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」などを活用し、情報・意思疎通支援用具の給付などの支援も行っています。今後も意思疎通支援のさらなる充実に努めています。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆「広報こおり」やホームページで、障がい福祉施策に関する様々な情報提供を、わかりやすく伝える工夫を図ります。
- ◆使いやすいデザインのホームページの採用、直感的な操作や新たなデバイスへの対応など、誰もが簡単に情報にアクセスできるような取組を検討します。
- ◆情報・意思疎通支援用具の給付を継続して行っています。
- ◆行事・イベントなどの手話通訳者などの活用を積極的に促進し、障がい者の意思疎通手段の確保に努めます。

(5) 行政等における配慮の充実

障がいのある方が適切な行政サービスを受けられるよう、行政の窓口、司法手続きや選挙等において必要な環境の整備や特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、ＩＣＴ等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、利便性への配慮に努めます。
- ◆職員研修等を通じて障害者差別解消法等の理解を深めます。
- ◆投票所において、スロープの設置や車いす用の投票記載台など、障がい者が必要とする設備や備品を整備（準備）に努めます。
- ◆投票所内における人的介助（介助者の同行）や代理投票制度の周知を図ります。

(6) 交流機会の拡充

障がい者や障がい者福祉のことを町民がより深く理解していくためには、日常生活の中で障がいのある人とない人の交流・ふれあう機会を多くしていくことが必要です。

また、知的、精神障がい児・者及びその家族のレクリエーション活動としてふれあいサービス事業を展開し、参加者同士の交流及び心身のリフレッシュを図るとともに、障がいの理解や福祉意識の醸成のため、桑折町社会福祉協議会と連携して、児童生徒の車イス疑似体験などの体験学習を行っています。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がいのある人とない人がともに参画し、楽しめる行事・イベント開催などを推進し、障がい者が参加しやすいよう合理的配慮の提供に努めます。

(7) 地域福祉の推進

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、日頃から地域住民が障がい者を支えていくための体制づくりが重要です。

本町では、町内会、民生児童委員、社会福祉協議会、老人クラブをはじめ各種団体や隣近所の住民により、日頃から支えが必要な方への地域見守り活動など、地域での身近な助け合い運動が展開されています。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆地域での見守り活動など、日常的なふれあい・支えあいを促進します。
- ◆社会福祉協議会などと連携しながら、地域福祉活動の一層の活性化とネットワーク化を図るとともに、これまで活動に参加経験のない町民のボランティアへの参画を促進し、町民一体となり推進していきます。



2. 地域生活を支える生活環境の整備

(1) 相談支援体制の充実

障がい者やその家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

本町では、健康福祉課を中心に自立支援協議会等を開催し、社会福祉協議会や障がい者関係団体、庁内各部署などが連携し、障がい者への相談体制の充実を図っています。より専門的な相談については、相談支援事業者へ「相談支援事業」を委託し、広域では「福島県県北保健福祉事務所」や「福島県障がい者総合福祉センター」などの関係機関が対応しているほか、民生児童委員、障害者110番、人権擁護委員などと連携しながら適切な支援につながるよう努めています。

今後も、日常生活における様々な不安の解消に向け、相談窓口について広く周知を行い、活用の促進を図ります。

また、障がい者の地域生活を総合的に支援していくためには、公的サービスだけでなく、地域やNPO等が取り組むインフォーマル・サービスも必要です。そのため、地域資源の掘り起こしと把握を行い、本人の意向やニーズにあった利用につなぐことができるよう取組を推進します。

さらに、災害や感染症等の発生・拡大などにより、対面での相談や情報提供が困難な状況であっても、必要な情報や福祉サービスを継続して提供できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆各部門の連携を強化し、障がい者や家族、介助者などが抱える様々な問題の解決に向け、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。
- ◆地域生活支援事業での相談支援事業実施のほか、桑折町障がい者自立支援協議会において、困難事例への円滑な対応や、地域の関係機関の相談ネットワークの構築などに努め、幅広い相談支援に努めます。
- ◆相談窓口について、広く周知を図ります。
- ◆地域におけるインフォーマル・サービス資源の掘り起こしを行い、サービス利用につなげる取組を推進します。
- ◆直接対面しなくとも相談や交流が図れる方法（ICT活用など）の普及啓発・支援に努めます。



(2) 保健・医療サービスの充実

① 地域医療体制・リハビリテーションの充実・推進

障がいの有無にかかわらず健康な生活を送るために、ライフステージに応じて、健康づくり・疾病予防・治療・リハビリテーション・在宅ケアといった保健・医療サービスを提供していく必要があります。

保健・医療・福祉関係機関と連携強化を図りながら、母子保健事業・成人保健事業を通じた健康相談・保健指導の実施と、その後の様々な症状の障がい児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、また、交通事故等による中途障がいの軽減のための高度救急医療などを充実していくことが求められます。

また、「重度心身障害者医療費助成制度」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療（更生医療の給付、育成医療の給付、精神通院医療負担）」については、適切な利用を図るため、制度の周知と啓発に努めていきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆病院と医院・診療所の役割分担のもと、患者一人ひとりの症状にあった最適な医療の提供に努めます。そのため、県等と連携しながら、医療従事者への障がい者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、医療体制の充実を促進していきます。
- ◆「公立藤田総合病院」については、地域医療の核としての機能を維持・強化するよう関係機関への要望に努めます。
- ◆リハビリテーションについては、医療機関と県・町が連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練や、身体障がい者や難病患者のリハビリテーション、心の病気のデイケアなどの充実を図ります。
- ◆障がいの軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」などの適切な利用を促進していきます。

② 心と体の健康づくりの推進

障がい者施策としての地域保健には、①障がいの原因となる病気を予防すること、②障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、③障がい者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。様々な障がいや病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆町民の健康づくり活動を促進するとともに、各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実を図り、疾病予防に努めます。
- ◆生活習慣病（脳血管疾患や心疾患）予防対策として、特定健康診査を実施していきます。
- ◆不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策として、こころの健康に関する情報提供・普及・啓発に取り組みます。
- ◆町民と障がい者一人ひとりの健康の維持・増進につながる対応に努めます。
- ◆「こおり健康楽会」の取組と連携しながら、障がい者の健康づくりを促進していきます。

③ 乳幼児期の保健・療育の充実

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

また、保健・医療・福祉・教育などの関係機関とのネットワークの構築及び支援体制の整備を図り、乳幼児期の保健・療育の充実に努めます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業の充実に努めます。
- ◆育ちの遅れや障がいなどの心配がある方については、専門療育機関・団体などでの適切な訓練・療育、相談につながるよう、関係機関・団体との連携を強化し、対応します。

④ 感染症対策の充実

近年の新型コロナウイルスなどの感染症の流行を踏まえ、感染症に対する対策及び支援について、関係部署等と連携し感染の拡大や重度化の防止に努めます。

また、サービス事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、平時からの事前準備の周知・啓発等を行うとともに、感染症に対する研修等の実施や受講を促進します。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆感染症についての周知・啓発、研修等に努めるとともに、感染拡大時には関係部署、関係機関等と連携して、障がいのある方への感染予防対策、支援に努めます。



(3) 障がい者にやさしい公共空間の整備

障がい者が、身近な地域で安心して生活していくために、道路や公園、公共施設の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置など、バリアフリー化が進められてきました。

本町においても、公共空間の整備にあたっては可能な限り、ユニバーサルデザインの理念を取り入れながら、障がい者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりを一層進めていきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆ 障がい者にやさしい道路や公園、公共建築物などのバリアフリー化や障がい者用駐車場の確保に努めます。
- ◆ 公共施設の整備やまちづくりに関して、障がい者の意見を聞きながら、可能な限りユニバーサルデザインの導入に努めています。

(4) 外出や移動の支援

障がい者の移動手段を確保することは、日常生活の行動範囲を広げ、積極的な社会参加を促進します。

本町ではこれまで、障がい者の外出支援策については、ヘルパー等による移動支援や地域生活支援事業による移動支援事業、身体障がい者自動車操作訓練費・自動車改造補助を行うとともに、重度障がい者には福祉タクシー券、高齢者には「献上桃の郷おでかけパス」の交付を行ってきました。また、公共交通機関等の利用に関しては「鉄道・バス・タクシーの運賃、航空運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあり、周知に努めています。

今後も引き続き、これらの支援を継続し、障がい者の外出や移動を促進していきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆ ヘルパー等による移動支援や地域生活支援事業による移動支援事業、身体障がい者自動車操作訓練費・自動車改造補助や、重度障がい者には福祉タクシー券、高齢者には「献上桃の郷おでかけパス事業」を継続していきます。
- ◆ 公共交通機関については、関係機関に割引制度の継続、路線の維持・確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを要望していきます。
- ◆ 交通安全対策の推進に努めます。

(5) 暮らしやすい住宅づくりの推進

在宅の障がい者にとって、暮らしやすい住宅は地域で安心して暮らしていくために最も大切です。今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくための支援を推進していきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆介護保険や地域生活支援事業での住宅改修事業などの周知と利用の促進を図ります。
- ◆町営住宅については建て替えの際の、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努めます。

(6) 防災・防犯対策の推進

災害発生時において、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者への避難支援体制の充実は最重要課題です。また、自然災害、感染症発生に対応したBCP（事業継続計画）の策定等を進め、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することも重要です。

本町では、「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の整備や、「桑折町地域防災計画」に基づく防災訓練の実施、福祉避難所の整備、地区ごとの「地区防災計画」の策定やハザードマップの作成等を行っています。行政、町内会、自主防災組織（住民自治協議会）、民生児童委員、福祉団体が連携し、引き続き防災対策を推進していきます。

防犯対策では、警察や地区防犯協会等と連携し、年齢、障がいの有無、その他の特性に配慮した適切な方法による啓発活動や消費者教育を行っています。今後もこれらの防犯対策を実施し、犯罪被害の防止に努めています。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆災害時などの緊急時に備え、地域の実情にあった防災体制や機能の充実強化を図ります。
- ◆「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」の整備や「桑折町地域防災計画」、「地区防災計画」及びハザードマップの見直し等に努めます。
- ◆事業者の安定的な事業継続のため、事業者のBCP（事業継続計画）策定を支援します。
- ◆関係機関・団体などと連携を図りながら、防災対策の充実に努めます。
- ◆防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めます。
- ◆警察や地区防犯協会等と連携して、犯罪被害の防止に努めます。

3. 自立と社会参加の仕組みづくり

(1) 在宅生活への支援の充実

障がい者等が地域で生活していく上での多様なニーズに適切に対応できるよう、在宅サービス提供体制の確保と充実に努めていきます。

～ 施策展開の方向 ～						
◆訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援等）や補装具費の円滑な支給を図るとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付・貸与の充実に努めます。						

【主な在宅生活支援サービス】

対象					名称	概要	障害者総合支援法の摘要
身体	知的	精神	難病	障がい児			
○	○	○	○	○	居宅介護	家庭への訪問介護員の派遣、通院の付き添い等	自立支援給付
○	○	○	○	○	短期入所	障がい者入所施設等への短期間の宿泊（知的・障がい児の日帰り利用は日中一時支援サービスへ移行）	自立支援給付
○			○	○	補装具費給付	身体機能を補完するために体に装着する補装具の購入・修理費用の支給	自立支援給付
○	○	○	○	○	日常生活用具給付事業	日常生活を支援する用具の支給・貸与	地域生活支援事業
○	○	○	○		障害年金	国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給	
○	○	○		○	特別障害者手当等	所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当の支給	
○	○	○			福島県心身障害者扶養共済制度	保護者が亡くなった後の障がい者に年金を終身支給	
○	○	○		○	税制上の特別措置	所得税、住民税の障害者控除等	
○	○	○		○	利用料等の特別措置	公共交通運賃、公共施設入園料の割引等	

(2) 日中活動への支援の充実

障がい者が福祉的就労や訓練、作業、交流などを行う日中活動の場は、障がい者の自立と社会参加に必要です。家族等の介護負担の軽減にもなることから、引き続き支援の充実が求められています。

本町では、日中活動への支援として、平成20年度より、他市町の通所系サービス利用者にかかる通所費用の負担軽減のための交通費助成を行っています。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がい者のニーズを尊重し、通所型サービスの充実を図り、町内外の社会福祉法人やNPO法人、障がい者団体、その他有志住民などと連携しながら、法定施設のサービスの充実や新規参入の促進に努めます。

(3) 居住の場への支援の充実

障がい者や親の高齢化が進む中、日常生活や社会生活を営むための支援の充実が求められています。町では近隣自治体と連携しながら、グループホーム等の整備促進を図るとともに、快適な在宅生活に向けた住宅改修費の助成など、地域に密着した生活の場を確保するための支援に努めています。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がい者が必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送るために、グループホームの整備促進や住宅改修費の助成など、生活の場の確保やサービス提供体制の充実を図ります。

(4) 切れ目のない教育・育成の充実

障がい児一人ひとりの個性や可能性を伸ばしていくためには、保健・医療・福祉・教育分野等が連携して、障がいの早期発見・早期療育をはじめ、障がいの状況・発達段階に応じた適切で切れ目のない支援が必要です。

本町では、保育所・幼稚園において、障がいや発達の遅れのある児童を可能な限り受け入れ、障がいの有無に関わらず、ともに地域で育てる環境づくりに努めています。

学校教育においては、児童・生徒に対し、教育相談や就学指導審議会において適正な就学指導を行い、障がい児一人ひとりの状態に応じて、特別支援学校や特別支援学級での教育を行っています。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆保健・医療・福祉・教育分野等の連携強化により、障がいの早期発見・早期療育に努め、専門機関等による適切な指導及び支援が行える体制づくりを推進します。
- ◆障がいの状況に応じた教育相談の充実を図り、適正な入所・入園指導、就学指導審議会における適正な就学指導を継続していきます。
- ◆放課後等デイサービス等のサービス提供体制の充実に努めます。
- ◆日常生活における指導訓練等を行う児童発達支援事業について、サービス提供体制の充実を図ります。
- ◆学校や幼稚園、保育所での福祉教育については、関係職員の意識や知識・技術の向上に努めます。
- ◆小中学校では総合的な学習の時間などを活用して、児童生徒の福祉の心の醸成が図られるよう福祉教育を実践していきます。
- ◆近隣の特別支援学校などの関係機関との連携を図っていきます。

(5) 就労支援の推進

① 一般就労の促進

障がい者の一般就労に向けた雇用対策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき推進が図られていますが、障がい者を取り巻く雇用環境が厳しい状況にある中、就業している方の定着や、離職者に対する再就職支援を図る必要があります。また、障がい児の学校卒業後の進路が課題となっています。

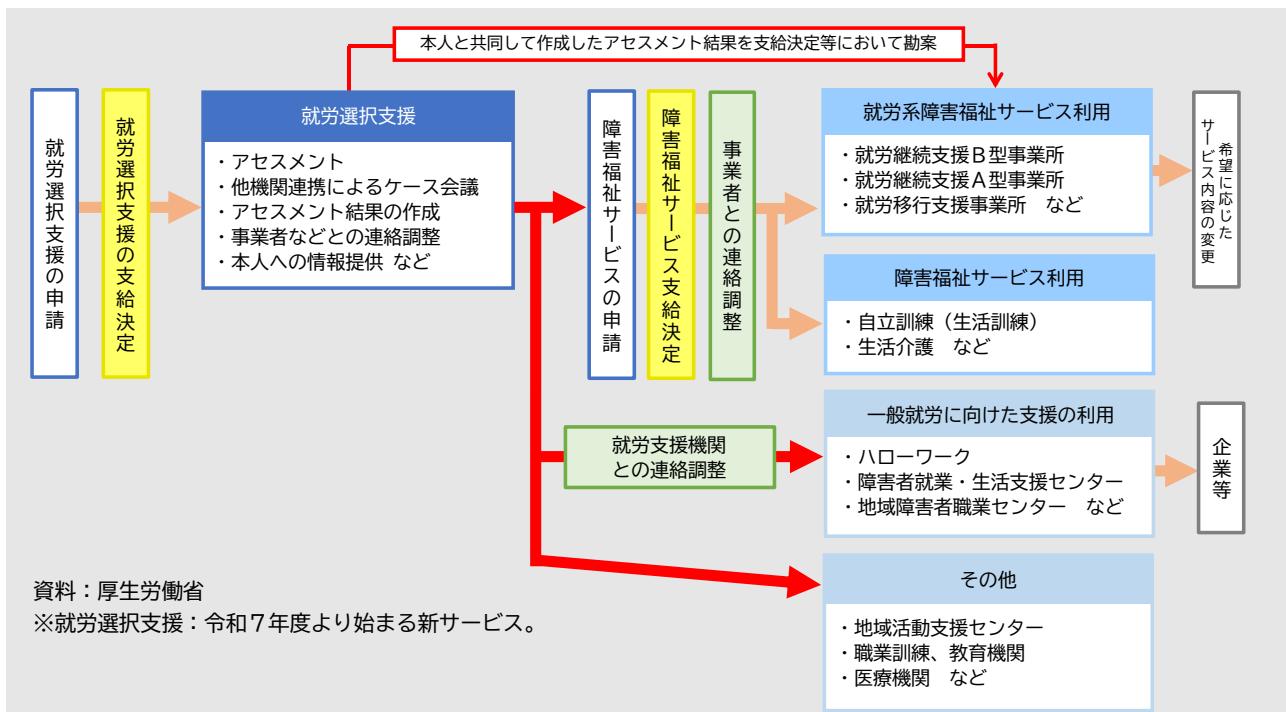
今後も、ハローワークをはじめとする各関係機関と連携し、雇用、就労を促進していきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆様々な機会を通じ、障がい者の雇用促進に向け、制度の周知、情報提供に努めます。
- ◆ハローワークをはじめ、特別支援学校、福島障害者職業センター、及び県北障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、専門的な支援機関の利用促進を図ります。
- ◆雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせにより障がい者の経済的負担を軽減し、自立を支援します。



【就労選択支援のイメージ】



② 福祉的就労の促進

一般就労が難しい障がい者の福祉的就労の場として、就労移行支援や就労継続支援等のサービスがあります。障がい者それぞれの能力に応じた福祉的就労の場を提供する事業所や施設の整備・拡充を引き続き図っていきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がい者の自立と社会参画を目指し、各事業所や施設において、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開されるよう支援に努めていきます。そのため、平成25年4月施行の「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者に適した業務を発注したり、授産品を活用することを積極的に促進します。
- ◆福祉的就労の場の設置や拡充に努めています。

(6) 家族等の負担軽減への支援

障がいのある人を持つ家族等は、日常生活において精神的・肉体的負担、経済的な負担などを抱えています。そのため、ヤングケアラー、ダブルケアなど現代の複合的な課題にも対応し、家族等の負担を軽減するための環境整備や支援体制が必要とされています。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆擁護者の負担軽減を図る観点から、相談等の支援、日常生活用具給付や日中一時支援事業等のサービス提供体制の整備、利用しやすい環境づくりを推進します。

(7) 生涯学習機会の拡大

「人生100年時代」を見据え、生涯を通じて学びを続け、人生をより充実したものにするために、生涯学習の重要性が増しています。

障がい者の学習・文化活動の充実を図るため、サークルの育成、公共施設の整備の充実など、生涯学習への取組を進めるため、学習の場の確保、機会の充実と環境整備に努めます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がい者に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努め、地域における多様な学習機会に障がい者が気軽に参加できる体制の整備を進めます。
- ◆障がい者の学習ニーズに応じた講座等を開設するとともに、サークルの育成を図ります。

(8) スポーツへの参加の促進

障がい者が、スポーツやレクリエーションに参加することは、自立や社会参加を促進とともに、生きがいのある生活を送る上でも大きな効果が期待されます。

障がい者がスポーツする機会を充実させるため、スポーツ施設等のバリアフリー化の推進、スポーツ団体の育成・活性化を図るほか、健康・福祉分野と生涯スポーツ分野が連携した取組について検討します。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がい者がより気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設・公園等の整備・改善、バリアフリー化を推進します。
- ◆障がい者団体によるイベントやサークル活動の実施促進など、身近な地域で多様な種目を楽しめるよう、スポーツ団体や社会体育関係団体の育成と活性化を図ります。



(9) 障がい者団体の活性化

本町には、障がい者本人や家族の団体として、「桑折町身体障がい者福祉会」や、知的障がい(児)者の「桑折町手をつなぐ親の会」があります。

こうした団体の活動は、障がい者本人や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためだけでなく、町民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげる役割もあるため、今後も団体の活動を支援していきます。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆障がい者団体は、障がい者の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も、障がい者や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。また、精神障がい者本人や家族に対しては、医療機関などと連携して支援を行っていきます。

(10) まちづくり活動への参画の促進

障がいのある人とない人が共に地域で暮らす「地域共生社会」の実現のためには、障がい者一人ひとりが自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、障がいのある人とない人が協働でまちづくりを進めていくことが重要です。

～ 施策展開の方向 ～

- ◆今後、可能な限り、町で実施される各種施策・事業について、障がい者の参画を促進し、障がい者自身の意見や意向を反映していきます。特に、各種審議会や委員会など、政策検討の場への積極的な参画を要請していきます。

第3章 障がい福祉計画

1. 障がい福祉計画の基本方針

(1) サービス提供体制の充実

一人ひとりのニーズにあったより適正なサービス提供を行うため、適切なアセスメントやニーズ把握に基づいた計画相談支援の普及に努めます。

障がいのある人の多様なニーズに対応できるよう、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、専門職の確保や事業者の参入に努めながら、適正なサービス提供が行えるよう体制を整備していきます。

また、障がいのある人の高齢化や重度化に対応できるよう、医療と福祉の連携、近隣市町との連携を強化し、医療的ケアに対応可能な事業所の誘致についても図っていきます。

さらに、相談支援員の研修などの機会を通じて支援の質の向上を目指します。

(2) 就労に向けた支援の充実

障がいのある人の地域における自立を支援するため、雇用・就労の支援に向けた取組を推進します。福祉施設から一般就労への移行に際しては、就労に向けたアセスメントのできる人材の確保を含めた就労アセスメント体制の構築に努めます。

また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）、地域の企業と協力し、広域的に雇用の促進に努めます。

(3) 居住の場の確保に向けた支援の充実

障がいのある人の地域移行を進めるとともに、障がいのある人が地域で自分らしい暮らしを実現していくことができるよう、障がいに応じた居住の場の確保に努めます。共同生活援助については、既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げ等、地域の社会資源を活用するなど、既存の事業所や近隣市町と連携し、グループホームの設置を促進していきます。

(4) 障がい児への支援体制の充実

障がい児の特性に配慮し、ライフステージに沿った一貫した支援が行われるよう、障がい児の相談支援体制の構築をはじめサービス提供体制の充実を図ります。療育支援の場や、学齢期の障がい児の居場所、医療的ケアの必要な重症心身障がい児への支援についても、関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の確保に努めます。

(5) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、サービスの利用を支える相談支援体制が不可欠です。障がいのある人が必要とするサービスを適切に利用できるよう、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、相談支援体制づくりの構築に努めます。

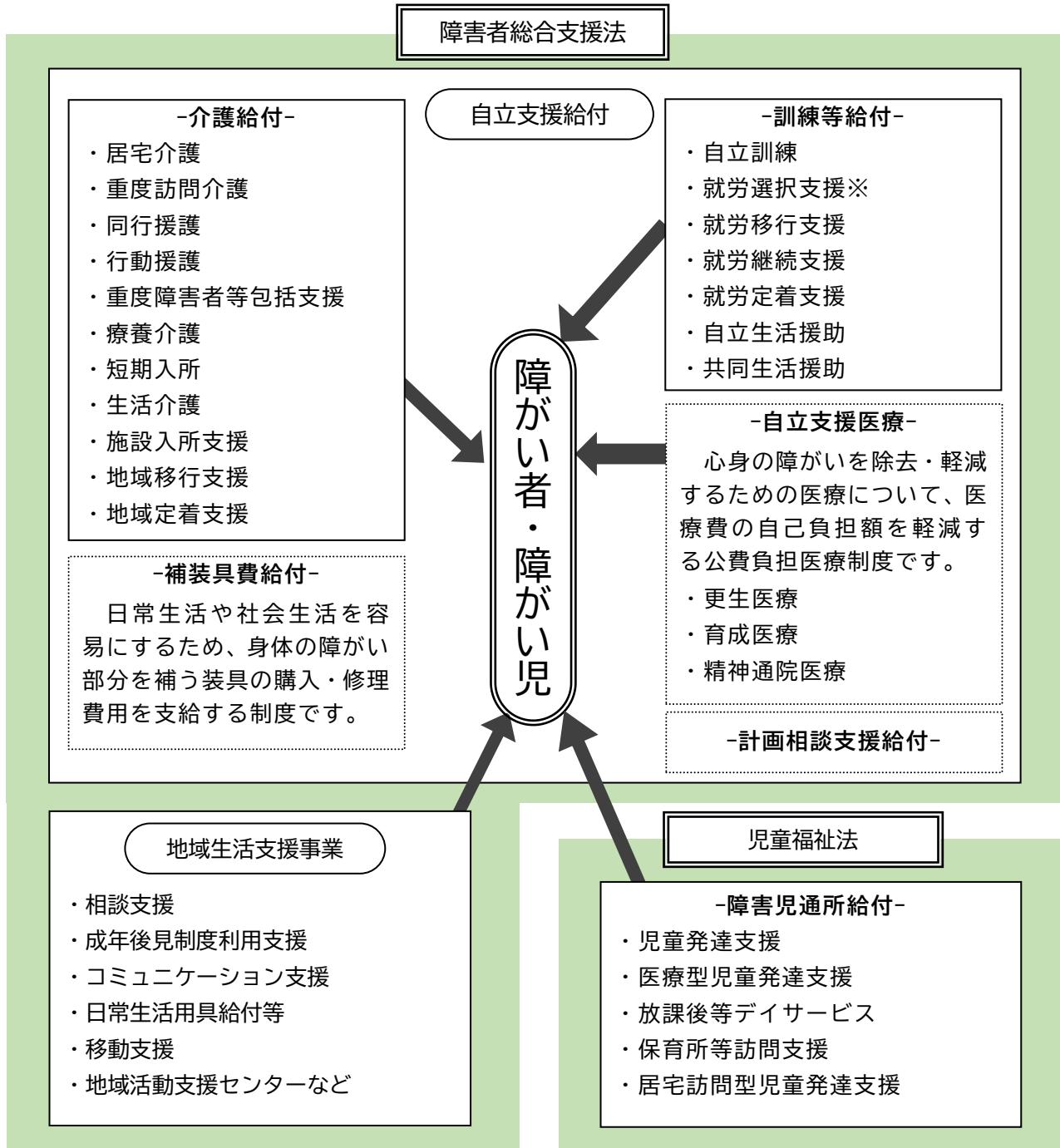
また、相談員との連携を強化し身近な相談支援体制の充実を図るとともに、桑折町障がい者自立支援協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワークづくりを推進します。



2. サービス事業体系の概要

障がい者・障がい児への支援には、障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスがあり、障害者総合支援法のもとでは自立支援給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具費給付が、児童福祉法のもとでは障害児通所給付が提供されています。

【障がい者・障がい児への支援体系】



※就労選択支援：令和7年以降に開始される新サービス

3. 訪問系サービスの充実

地域での生活を支える訪問系サービスの充実のため、ヘルパー等の人材の育成、確保に努めながら、多様な障がいに対応できるよう、関係機関の連携などによるサービス提供体制の充実に努めます。

(1) サービス内容

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	障がい者等の自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活等に関する相談及び助言などを行います。 障害支援区分が区分1以上である障がい者が対象となります。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに外出時における移動支援等を総合的に行います。 障害支援区分が区分4以上であり、二肢以上に麻痺があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排せつ」「排便」のいずれにおいても何らかの支援が必要な状態の障がい者が対象となります。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者が社会生活を継続していくことができるよう、外出時に移動に必要な視覚情報の支援、移動の援護を行います。 身体介護を伴わない場合は、障害支援区分認定は必要なく、同行援護アセスメント票で一定以上の点数となる視覚障がい者が対象となります。身体介護を伴う場合は、障害支援区分が区分2以上で、同行援護アセスメント票で一定以上の点数となる視覚障がい者が対象となります。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に、外出時に行動をする際におきる危険を回避するために必要な介護や排せつ及び食事等の介護を行います。 障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上である障がい者が対象となります。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障がい者で、意思疎通を図ることが大変で、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある障がい者、並びに知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい障がいがある障がい者に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などを包括的に提供します。 障害支援区分は区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有する障がい者で、人工呼吸器による呼吸器管理を行うなどの一定の条件を満たした人が対象となります。

(2) 取組状況及び提供計画値

(ひと月あたり)

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	計画値	人			6	8	10
		時間			167	222	278
	実績値	人					
		時間					
重度訪問介護	計画値	人	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 【障がい者・障がい児の合算】			0	0
		時間				0	0
	実績値	人					
		時間					
同行援護	計画値	人	<計画値>			1	1
		時間	R3年度	R4年度	R5年度	10	10
	実績値	人	人	8	10	12	
		時間	時間	150	170	190	
行動援護	計画値	人	<実績>			0	0
		時間	R3年度	R4年度	R5年度	0	0
	実績値	人	人	8	6	5	
		時間	時間	118	140	139	
重度障害者等包括支援	計画値	人				0	0
		時間				0	0
	実績値	人					
		時間					

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

(3) 実施状況と課題、計画値確保の方策

サービスの種類	実施状況・課題	計画値確保の方策
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者は減っているものの、利用時間数は横ばい傾向です。	単身生活や介護者の負担を軽減するため、地域の相談支援体制の充実を図り、関係機関と連携してサービス調整を行い、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。

4. 日中活動系サービスの充実

日中活動のための場や、家から外に出る機会を増やすため、既存の社会資源を活用するとともに、事業所の拡充を促進し、障がい者等が希望するサービスの提供に努めます。

(1) サービス内容

サービスの種類		サービス内容
生活介護		常時介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3（施設入所者は区分4）以上、50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（施設入所者は区分3）以上の人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練	機能訓練	身体障がいを有する障がい者が、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスは、障害支援区分が区分2以下である身体に障がいのある人が対象であり、標準支給決定期間は18ヶ月となっています。
	生活訓練	知的障がい又は精神障がいを有する障がい者が、自立した日常生活や社会生活を送れるよう、一定期間入浴、排せつ及び食事等の必要な訓練や、生活上の相談及び助言などの必要な支援を行います。
就労選択支援		一般就労や障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。※令和7年度からスタートする新しいサービスです。
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障がいを有する人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓、定着のために必要な支援などを一定期間行います。
就労継続支援	A型 (雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、就労において必要な知識や能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約に基づく雇用機会を提供します。また、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導を行います。
	B型 (非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人を対象として、雇用契約を結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援		就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護		病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
短期入所		障がい児・者を自宅で介護する方が、一時的に病気その他の理由により介護できなくなった場合に、短期間の施設入所を行い、障がい児・者に夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 取組状況及び提供計画値

(ひと月あたり)

区分	単位	第6期			第7期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	計画値	人	25	30	35	24	26	28
		人日	525	630	735	504	546	588
	実績値	人	26	26	24			
		人日	519	475	493			
うち重度障がい者	計画値	人				0	0	0
自立訓練（機能訓練）	計画値	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
自立訓練（生活訓練）	計画値	人	1	1	1	1	1	1
		人日	21	21	21	21	21	21
	実績値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	計画値	人				0	0	0
就労選択支援	計画値	人日						
		人				—	1	1
	実績値	人日						
		人						
就労移行支援	計画値	人	4	5	6	4	5	6
		人日	84	105	126	46	69	92
	実績値	人	7	3	2			
		人日	48	17	22			
就労継続支援（A型）	計画値	人	7	9	11	10	11	12
		人日	147	189	231	210	231	252
	実績値	人	7	9	11			
		人日	135	167	183			

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

(ひと月あたり)

区分	単位	第6期			第7期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労継続支援（B型）	計画値	人	40	42	44	45	47	49
		人日	840	882	924	720	752	784
	実績値	人	42	43	42			
		人日	671	649	669			
就労定着支援	計画値	人	0	0	0	1	1	1
	実績値	人	1	1	1			
療養介護	計画値	人	1	1	1	2	2	2
	実績値	人	1	2	2			
短期入所（医療型） 【障がい者のみ】	計画値	人	1	1	1	1	1	1
		人日	3	3	3	3	3	3
	実績値	人	1	0	0			
		人日	1	0	0			
うち重度障がい者	計画値	人				0	0	0
短期入所（福祉型） 【障がい者のみ】	計画値	人	2	2	2	3	5	7
		人日	6	6	6	12	15	21
	実績値	人	0	1	1			
		人日	0	1	4			
うち重度障がい者	計画値	人				0	0	0

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

（3）実施状況と課題、計画値確保の方策

サービスの種類	実施状況	計画値確保の方策
生活介護	利用者は横ばいの状況です。	利用者のニーズに合わせた活動内容の充実に努めます。
自立訓練	機能訓練、生活訓練ともに利用はなく、計画値を下回っています。機能訓練や生活訓練のサービスは、有期限のサービスであることからサービス利用につながりにくい状況です。	制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。
就労選択支援		令和7（2025）年から開始予定の新しいサービスです。制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。

サービスの種類	実施状況	計画値確保の方策
就労移行支援	利用者は減少しており、広域的な取組が必要と考えられます。	適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。
就労継続支援	A型、B型ともに、計画値と同程度の実績で推移しています。	今後、増加傾向で推移していくと予想されます。個々の対象者の年齢層や作業能力等に応じたサービス基盤の整備に努めます。
就労定着支援	利用者は見込んでいませんでしたが、利用がありました。	現状を踏まえ、今後も同様の計画値を見込んでいます。
療養介護	計画値を上回る実績となっています。	現状を踏まえ、今後も同様の計画値を見込んでいます。
短期入所	計画値を下回る実績となっており、利用者に対するサービス調整やサービス提供体制の確保に努めるとともに、施設情報の提供等による利用率の向上を図っていく必要があります。	今後、増加傾向で推移していくと予想され、入所施設や相談支援事業者等の関係者と連携を図り、必要に応じてサービスを確保できるよう努めます。



5. 居住系サービスの充実

地域での暮らしの実現に向け、グループホームや施設入所の整備促進に努めます。また、地域で暮らすための在宅支援など、きめ細かい支援体制の充実に努めます。

(1) サービス内容

サービスの種類	サービス内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等が対象となります。
共同生活援助	介護を必要とせず、就労している障がい者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。障害支援区分が区分1以下に該当する障がい者が対象となります。
施設入所支援	施設に入所している障がい者に、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や必要な支援等を行います。 障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上である障がい者で、日中は生活介護を利用している障がい者、又は自立訓練や就労移行支援等のサービスを利用しておらず、通所によって訓練等を受けることが困難な障がい者が対象となります。

(2) 取組状況及び提供計画値

(ひと月あたり)

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	計画値	人	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0		
精神障がい者の 自立生活援助	計画値	人	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0		
共同生活援助	計画値	人	11	12	13	16	17
	実績値	人	17	18	17		
精神障がい者の 共同生活援助	計画値	人	2	3	4	4	5
	実績値	人	2	4	5		
施設入所支援	計画値	人	14	14	13	12	11
	実績値	人	15	15	12		

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

(3) 実施状況と課題、計画値確保の方策

サービスの種類	実施状況と課題	計画値確保の方策
自立生活援助	現在、利用者はいませんが、利用意向の把握に努めています。	現状を踏まえ、利用者は見込まないものとします。
共同生活援助	利用者は計画値を上回る実績となっています。今後も同程度で推移すると考えられ、障がいに応じた居住の場の提供など必要量を確保していく必要があります。	既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借り上げ等、地域の社会資源を活用するなど、既存の事業所や近隣市町と連携し、グループホームの設置を促進し、サービス計画値の確保に努めています。
施設入所支援	利用者は横ばい傾向にあります。	今後も同様の計画値を見込んでいます。施設入所支援が真に必要な利用者に対して適正な支援が行えるよう、計画相談支援事業所等と連携し、サービス計画値の確保に努めています。



6. その他の障がい福祉サービスの充実

(1) サービス内容

サービスの種類	サービス内容
計画相談支援	障がい（児）者が抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。特定相談支援事業所及び特定障がい児相談支援事業所の相談支援専門員（以下「相談員」という。）が、障がい（児）者の心身障がいの状況や、生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、サービス利用の意向を確認した上でサービス等利用計画を作成します。また一定期間ごとのモニタリングを行い、適切な障がい（児）者福祉サービスを提供します。
地域移行支援	障がい者支援施設又は児童福祉施設（児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障がい者支援施設に入所する15歳以上の障がい者みなしの者を含む）に入所している障がい者や、精神科病院に入院している精神障がい者のうち、支援の必要性が高いと見込まれる1年以上の入院者（1年未満の入院者については、特に支援が必要な措置入院や医療保護入院から退院する障がい者で、住居の確保などの支援を必要とする者を含む）を対象としています。 相談員が、これらの方々が退所・退院して、地域に移行するための活動に関する相談や、住居の確保、同行支援、関係機関との調整の支援などを行います。
地域定着支援	在宅で生活をしており、単身世帯であるか、同居家族がいても同居している家族による支援を受けることができない障がい者を対象としています。施設や病院から退所・退院した障がい者、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者を対象としています。 相談員が、これらの方々と常時連絡ができる体制をとり、緊急事態が起きたときに、緊急訪問や緊急対応を行います。

(2) 取組状況及び提供計画値

(1年間合計)

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	計画値	人	115	120	120	87	90
	実績値	人	84	83	91		
地域移行支援	計画値	人	0	0	1	0	1
	実績値	人	0	0	0		
精神障がい者の 地域移行支援	計画値	人	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0		
地域定着支援	計画値	人	0	1	1	0	0
	実績値	人	0	0	0		
精神障がい者の 地域定着支援	計画値	人	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0		

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

(3) 実施状況と課題、計画値確保の方策

サービスの種類	実施状況と課題	計画値確保の方策
計画相談支援	計画を下回る実績となっています。関係機関等との連携や専門員の確保に努めています。	今後も同様の計画値を見込んでいます。サービス提供事業者や関係機関との連携のもと相談支援事業者と協議の上、計画的なサービス等利用計画の作成に努めます。
地域移行支援	現在、利用者はいませんが、利用意向の把握に努めています。	地域移行を進め、利用意向の把握に努めます。
地域定着支援	現在、利用者はいませんが、利用意向の把握に努めています。	地域移行を進め、利用意向の把握に努めます。

7. 地域生活支援事業の推進

(1) サービス内容

サービスの種類	サービス内容	
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が、日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障がい福祉への理解促進や啓発活動を行います。	
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。	
相談支援事業	障がい者等、その家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。また、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行います。	
成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見新事業	知的障がいや精神障がいで判断能力などが不十分な障がい者等に対し、法定代理人（後見人など）を決めて預貯金の管理（財産管理）や日常生活での様々な契約（身上監護）などの権利擁護を行うため、申立てを家庭裁判所にするための支援や、申立てにかかる鑑定書等の諸費用及び後見人の報酬等の全部又は一部を助成します。 また、後見業務を適正に行うことができる市民後見人の養成を行い、法人後見事業実施団体に対する支援を行います。	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図るために支障がある人に、必要に応じて手話通訳者等の派遣を行います。	
日常生活用具給付事業	在宅の重度障がい者等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。	
	介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等の用具
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がい者等の在宅療養等を支援する用具
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
	排せつ管理支援用具	ストーマ装具などの障がい者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品
	住宅改修	手すりの取付け床段差の解消等、障がい者等の居宅生活動作等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の助成

サービスの種類	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援のための手話奉仕員の人材育成を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な心身障がい者等に対して、地域での自立した生活及び社会参加を促すために、外出のための必要な支援を行う事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労及び日常的に介護をしている家族の負担軽減のため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

(2) 取組状況及び提供計画値

区分		単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	実施の有無	無	無	無			
自発的活動支援事業	計画値	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	実施の有無	無	無	無			
支援事業 相談支援 事業支	基幹相談支援セ ンター等機能強 化事業	計画値	実施の有無	有	有	有	有	有
	実績値	実施の有無	有	有	有			
成年後見制度支援事業	計画値	人	1	1	1	1	1	1
	実績値	人	0	0	0			
成年後見制度法人後見支 援事業	計画値	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	実施の有無	無	無	無			
支援事業 意通 疎通	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	計画値	人	8	8	8	15	15
	実績値	人	16	18	12			

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

区分			単位	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	件	1	1	1	1	1	1
		実績値	件	1	1	1			
	自立生活支援用具	計画値	件	2	2	2	2	2	2
		実績値	件	2	3	3			
	在宅療養等支援用具	計画値	件	3	3	3	3	3	3
		実績値	件	1	3	3			
	情報・意思疎通支援用具	計画値	件	15	15	15	10	10	10
		実績値	件	6	8	6			
	排せつ管理支援用具	計画値	件	396	432	480	408	420	432
		実績値	件	435	406	372			
	住宅改修	計画値	件	1	1	1	1	1	1
		実績値	件	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業	計画値	人	0	0	0	0	0	0	1
	実績値	人	0	0	0				
	計画値	人	3	3	3	3	3	3	3
		時間	10	10	10	24	24	24	
移動支援事業	実績値	人	2	2	2				
		時間	13	13	15				
	I型	計画値	実施の有無	無	無	無	無	無	無
		実績値	実施の有無	無	無	無			
地域活動支援センター機能強化事業	II型	計画値	実施の有無	無	無	無	無	無	無
		実績値	実施の有無	無	無	無			
	III型	計画値	実施の有無	無	無	無	無	無	無
		実績値	実施の有無	無	無	無			
日中一時支援事業	計画値	人	13	14	15	16	17	18	
		時間	273	294	315	368	391	414	
	実績値	人	13	12	15				
		時間	240	280	340				

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

(3) 実施状況と課題、計画値確保の方策

サービスの種類	実施状況と課題	計画値確保の方策
理解促進研修・啓発事業		障がい福祉等の関係法令の周知と、障がい者等に対する差別や偏見を解消するための啓発活動を行います。
自発的活動支援事業		障がい者等、その家族、地域住民が地域において自発的に取り組む活動を支援することにより、共生社会の実現に取り組みます。
相談支援事業	町では、相談支援事業所や基幹相談支援センターと契約をし、障がい者等及びその家族・介護者からの相談業務や情報提供、権利擁護のための援助を行ってきました。	相談支援事業所及び基幹相談支援センターとの契約を継続し、相談支援体制の充実を図ります。また、地域生活支援拠点の整備に向け、関係機関等との連携強化の取組を行います。
成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見新事業	制度へ対する理解や周知不足もあり、制度利用が進んでいない状況です。	障がい者本人や家族等の高齢化が進む中、制度の周知・利用促進に努めています。 また、後見業務を適正に行うことができる市民後見人の養成を行い、法人後見事業実施団体に対する支援を行います。
意思疎通支援事業	病院の受診や地域での会議等において、聴覚障がい者のコミュニケーション手段として、手話通訳者の派遣が必要です。町では、県聴覚障害者協会と契約をし、手話通訳者の派遣事業を行ってきました。	県聴覚障害者協会と手話通訳者派遣事業の契約を継続し、手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者の社会参加を促進します。
日常生活用具給付事業	給付項目としては、排せつ管理支援用具が大部分で、障がいの種別は、ぼうこう機能障がい・直腸機能障がいとなっています。	日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行っていきます。
手話奉仕員養成研修事業		手話奉仕員育成のため、県や関係団体等と連携を図っていきます。
移動支援事業	利用者は計画値を下回っている一方、利用時間は増加しています。	地域での自立した生活や社会参加のためには必要な事業であるため、今後も利用促進のため、周知に努めます。
地域活動支援センター機能強化事業		町内に地域活動支援センターを設置する予定がないため、本計画中の目標設定は難しいと判断し設定しませんが、障がい者等や事業所の要望等により、設置について検討していきます。
日中一時支援事業	ほぼ計画通りに推移しています。特に障がい児の利用が増えてきている状況です。	障がい者等の日中活動場の提供や、家族就労支援及び介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、今後も利用促進のため、周知に努めます。

8. 成果目標

(1) 福祉施設の入居者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の施設入所者数	12人	令和4年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	1人 8.3%	施設入所からグループホーム等への地域移行者数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者数で除した値)
【目標値】削減見込者数	1人 8.3%	令和8年度末時点での削減見込者数 (割合については、削減見込数を全入所者数で除した値)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(活動指標)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	3回	3回	3回
協議の場の参加人数	4人	4人	4人
保健関係者	1人	1人	1人
医療(精神科)関係者	1人	1人	1人
医療(精神科以外)関係者	0人	0人	0人
福祉関係者	1人	1人	1人
介護関係者	1人	1人	1人
当事者	0人	0人	0人
家族	0人	0人	0人
協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の設置数	1か所	令和4年度末の設置か所数
【目標値】設置数	1か所	令和8年度末時点の設置か所数
令和5年3月31日時点のコーディネーターの配置人数	1人	令和4年度末時点の配置人数
【目標値】配置人数	1人	令和8年度末時点の配置人数
令和5年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	12回／年	令和4年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討数	12回／年	令和8年度末時点の検証・検討回数

② 強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備

令和5年3月31日時点の整備の有無	無	令和4年度の体制の有無
【目標値】整備の有無	有	令和8年度の体制の有無。 近隣自治体と連携の上、圏域での整備も視野に入れて、検討。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	2人	令和3年度の福祉施設を退所した一般就労者数
【目標値】一般就労移行者数	3人	令和8年度の福祉施設を退所した一般就労者数
	1.5倍	(倍率)
令和3年度の就労移行支援事業移行者数	0人	令和3年度の就労移行支援事業移行者数
【目標値】就労移行支援事業移行者数	2人	令和8年度の就労移行支援事業移行者数
	一倍	(倍率)
令和3年度の就労継続支援A型事業移行者数	1人	令和3年度の就労継続支援A型事業移行者数
【目標値】就労継続支援A型事業移行者数	1人	令和8年度の就労継続支援A型事業移行者数
	1.0倍	(倍率)

項目	数値	考え方
令和3年度の就労継続支援B型事業移行者数	0人	令和3年度の就労継続支援B型事業移行者数
【目標値】就労継続支援B型事業移行者数	1人	令和8年度の就労継続支援B型事業移行者数。
	— 倍	(倍率)
令和3年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業数	0か所	就労移行支援事業所のうち、令和3年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
令和8年度の就労移行支援事業所数(見込)	0か所	令和8年度の就労移行支援事業所数(見込)
【目標値】一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	0か所	令和8年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数。 本町においては、現在、就労移行支援事業所が開設されていないことから、今後、広く情報提供を行い、新規参入を促進する。
	— %	(割合については、令和8年度の一般就労移行者が5割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労移行支援事業所数で除した値)
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	1人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【目標値】就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
	1.0倍	(倍率)
令和8年度の就労定着支援事業所数(見込)	0か所	令和8年度の就労定着支援事業所数(見込)
【目標値】就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	0か所	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数。 本町においては、現在、就労定着支援事業所が開設されていないことから、今後、広く情報提供を行い、新規参入を促進する。
	— %	(割合については、令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労定着支援事業所数で除した値)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置(活動指標)

項目	数値	考え方
令和4年度までの設置の有無	有	令和4年度までの設置の有無
【目標値】設置の有無	有	令和8年度までの設置の有無

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の指導・助言件数	0件	令和4年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	0件	令和8年度の指導・助言件数。 本町においては、現在、相談支援事業所が開設されていないことから、今後、基幹相談支援センターにおける町内の相談支援事業所への指導的役割等の機能の有効活用を検討。

③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者的人材育成の支援（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の支援件数	0件	令和4年度の支援件数
【目標値】支援件数	0件	令和8年度の支援件数。 本町においては、現在、相談支援事業所が開設されていないことから、今後、町内相談支援事業所同士の情報交換の場や研修会等を通じて、相談支援員の質の向上を図れるよう支援方法を検討。

④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の実施回数	2回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	2回	令和8年度の実施回数。 連携会議の開催等を通じて強化が図れるよう検討。

⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の実施回数	12回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	12回	令和8年度の実施回数

⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の配置数	2人	令和4年度の配置数
【目標値】配置数	2人	令和8年度の配置数

⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の実施回数	2回	令和4年度の事例検討実施回数
【目標値】配置数	2回	令和8年度の事例検討実施回数
令和4年度の参加事業者・機関数	1か所	令和4年度の参加事業者・機関数
【目標値】参加事業者・機関数	1か所	令和8年度の参加事業者・機関数

⑧ 協議会の専門部会の設置（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の設置数	0部会	令和4年度の設置数
【目標値】専門部会の設置数	2部会	令和8年度の設置数
令和4年度の専門部会の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
【目標値】専門部会の実施回数	6回	令和8年度の実施回数

（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の参加人数	2人	令和4年度の参加人数
【目標値】参加人数	2人	令和8年度の参加人数

- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制（活動指標）

項目	数値	考え方
令和4年度の体制の有無	無	令和4年度の体制の有無
【目標値】体制の有無	有	令和8年度の体制の有無。 市町村及び圏域内事業所の請求担当者向け説明会の実施を検討。
令和4年度の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	1回	令和8年度の実施回数。 町内事業所の請求担当者向け説明会の実施を検討。

第4章 障がい児福祉計画

1. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針

(1) 身近な場所で提供する体制整備

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

(2) 地域支援体制の構築

① 障害児通所支援等について、障がい種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制整備を図ります。

② 児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけられていることから、圏域での設置も視野に入れ、重層的な障がい児支援の体制を整備します。

(3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

① 障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要になっています。また、障がい児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、府内においても健康福祉課福祉介護係及び子育て支援係が中心となって連携体制を確保します。

② 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、府内においても健康福祉課及び教育文化課が中心となって連携体制を確保します。

(4) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

① 重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域での支援体制の充実に努めます。

② 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、障がい児支援等の充実を図ります。

また、心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健福祉事務所、病院・診療所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築していきます。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。

③ 強度行動障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

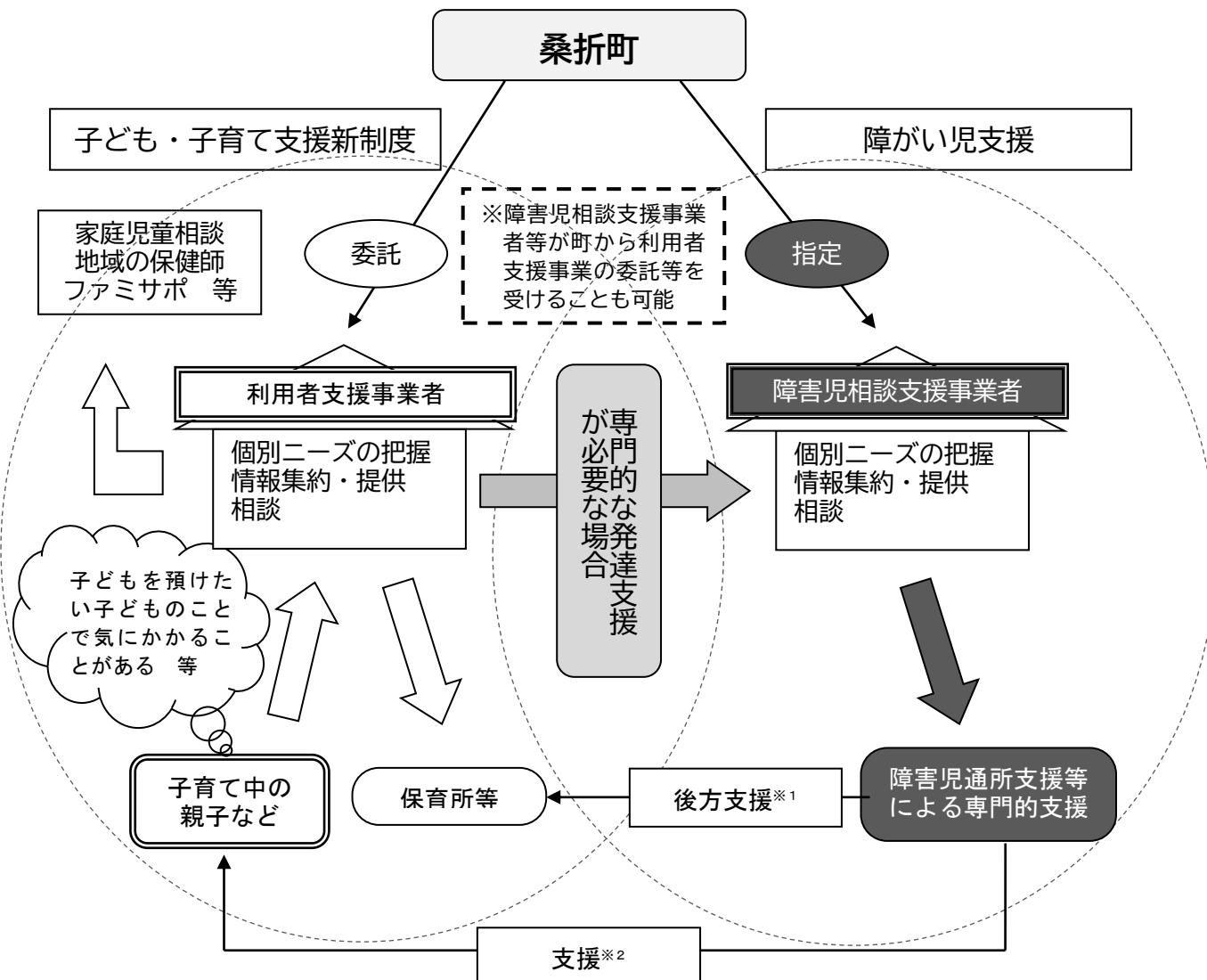
④ 虐待を受けた障がい児等に対しては、心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

(6) 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支援新制度」との連携

障害児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者の相談支援と同様に、障がい児の相談支援についても、子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図ります。

※「子ども・子育て支援新制度」：子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業。

【障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」との連携推進イメージ】



※1 後方支援：保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。

※2 支援：障害児等療育支援事業（自宅訪問による療育指導）の活用。

2. 障がい児支援サービスの充実

(1) サービス内容

サービスの種類	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	放課後や休日等に、障害児支援施設等において、生活能力の向上や社会性を身につけるための訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に専門支援員が訪問し、利用者に対して集団生活適応のための支援を行います。
障害児相談支援	サービス等利用計画に関する相談・作成のほか、保護者等からの相談対応等、適切なサービス利用に関する全般的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある子どもの家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。
福祉型障害児入所支援	障がいのある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設であり、福祉サービスを行います。
医療型障害児入所支援	障がいのある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設であり、福祉サービスにあわせて治療も行います。
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づき、支援にかかる関係機関との連携を図る役割を果たします。健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的にかかわり続けることのできる生活支援システムの構築に努めます。



(2) 取組状況及び提供計画値

(ひと月あたり)

区分	単位	第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 【障がい児のみ】	計画値	人				1	1
		時間				60	60
	実績値	人					
		時間					
重度訪問介護 【障がい児のみ】	計画値	人	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援			0	0
		時間	【障がい児のみ】			0	0
	実績値	人	<計画値>			0	0
		時間	R3年度	R4年度	R5年度	0	0
同行援護 【障がい児のみ】	計画値	人	人	1	1	1	
		時間	時間	60	60	60	
	実績値	人	<実績>			0	0
		時間	R3年度	R4年度	R5年度	0	0
行動援護 【障がい児のみ】	計画値	人	人	0	0	0	
		時間	時間	0	0	0	
	実績値	人	<計画値>			0	0
		時間	R3年度	R4年度	R5年度	0	0
重度障害者等包括支援 【障がい児のみ】	計画値	人				0	0
		時間				0	0
	実績値	人	<実績>			0	0
		時間	R3年度	R4年度	R5年度	0	0
短期入所（医療型） 【障がい児のみ】	計画値	人	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0
	実績値	人	1	0	0		
		人日	1	0	0		
短期入所（福祉型） 【障がい児のみ】	計画値	人	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0		
		人日	0	0	0		
児童発達支援	計画値	人	17	20	23	13	15
		人日	60	75	90	91	105
	実績値	人	17	12	10		
		人日	100	66	71		

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

(ひと月あたり)

区分	単位	第2期			第3期			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
放課後等デイサービス	計画値	人	25	30	35	37	40	42
		人日	200	250	280	370	400	420
	実績値	人	30	32	38			
		人日	237	283	368			
保育所等訪問支援	計画値	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支 援	計画値	人	0	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			
障害児相談支援 (1年間)	計画値	人	50	56	60	50	55	59
	実績値	人	47	48	49			
福祉型障害児入所施設	計画値	人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
医療型障害児入所施設	計画値	人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
医療的ケア児等コーデ ィネーター配置人数	計画値	人	0	0	0	0	0	1
	実績値	人	0	0	0			

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

(3) 実施状況と課題、計画値確保の方策

サービスの種類	実施状況と課題	計画値確保の方策
児童発達支援	計画値を下回る実績となっています。サービス需要に合わせた提供体制の確保に努める必要があります。	健康福祉課、保育所、幼稚園等の関係機関や県と連携し、必要な支援に向けて取り組み、サービス提供基盤の維持ができるよう努めます。
放課後等デイサービス	計画値を上回る実績となっています。	障害児支援施設等との連携を図り、サービス提供基盤の維持ができるよう努めます。
保育所等訪問支援	現在、利用者はいませんが、利用意向の把握に努めています。	利用意向の把握に努めます。
居宅訪問型児童発達支援	現在、利用者はいませんが、利用意向の把握に努めています。	利用意向の把握に努めます。
障害児相談支援	計画値を下回る実績となっています。児童がサービスを利用し、ライフステージに合わせた支援を進めるためには、児童計画相談の充実が必要となっています。	適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに児童の相談支援体制づくりの構築に努めます。
福祉型障害児入所施設	現在、利用者はいませんが、利用意向の把握に努めています。	利用意向の把握に努めます。
医療型障害児入所施設	現在、利用者はいませんが、利用意向の把握に努めています。	利用意向の把握に努めます。
医療的ケア児等コーディネーター	現在、配置しておりませんが、配置に努めます。	配置に努めます。



3. 成果目標

(1) 児童発達支援センターの整備

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数。 近隣自治体と連携の上、圏域での整備も視野に入れて、検討。

※基本指針：各市町村（又は圏域）に1カ所以上設置を基本とする。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

（保育所等訪問支援事業所の整備）

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数。 近隣自治体と連携の上、圏域での整備も視野に入れて、検討。

※基本指針：各市町村（又は圏域）設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。

(3) 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

① 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数。 近隣自治体と連携の上、圏域での整備も視野に入れて、検討。

② 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数。 近隣自治体と連携の上、圏域での整備も視野に入れて、検討。

※基本指針：主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（又は圏域）に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

① 関係機関の協議の場の設置

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	1か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

② コーディネーターの配置

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0人	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1人	令和8年度末までの整備か所数。 近隣自治体と連携の上、圏域での配置も視野に入れて、検討。

※基本指針：各市町村（又は圏域）は関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(5) 発達障がい者等に対する支援

(活動指標)

項目	数値	考え方
ペアレントトレーニング※ ¹ やペアレントプログラム※ ² 実施者数	0人	保護者の子育て支援の一環として実施。
ペアレントメンター※ ³ の人数	0人	現状の活動状況及び本町における発達障がい者等の人数を勘案して設定。
ピアサポート※ ⁴ の活動への参加人数	0人	現状の活動状況及び本町における発達障がい者等の人数を勘案して設定。

ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムについては、活動の場などについての情報提供を行うとともに、今後、町内外事業者と協働等により開催することを検討します。

ペアレントメンターについては、現状、受講へのハードルが高いことから本計画中は見込んでいませんが、受講希望者がいれば個別に調整を図っていきます。

ピアサポートの活動については、当事者等が気軽に集える機会や場の情報提供に努めます。

※1 ペアレントトレーニング：発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

※2 ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

※3 ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※4 ピアサポート：「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

(6) 受入体制の整備

保育所や幼稚園、放課後児童保育等の利用を希望する障がい児の状況に応じ、関係機関と連携しながら、利用できる受け入れ体制の整備に努めます。

(7) 放課後等デイサービスガイドラインの活用

放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に国が策定した放課後等デイサービスガイドラインの活用を図ります。

資料編

1. 計画策定の経過

日付	内容
令和5年8月4日～8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関するアンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住民登録のある方で、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健手帳・自立支援医療受給者証（精神通院医療）を持っている方、福祉サービスの利用者 734人（18歳以上676人、18歳未満：58人） ・郵送配布、郵送回収 ・有効回収率35.7%
令和5年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回障がい者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・本計画（第5次）の基本理念・基本構想（案）について
令和6年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回障がい者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・素案の提示、検討・協議
令和6年2月7日～2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出数：7件
令和6年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回障がい者計画等策定委員会幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・書面開催
令和6年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回障がい者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・書面開催
令和6年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○桑折町自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画案の提示
令和6年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○桑折町政策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の決定

<パブリックコメントで寄せられた主なご意見>

内容
計画を町民に知ってもらうよう広報等を活用、セミナーを考えてほしい。
知的障がい児は災害時に避難所で過ごすのとは難しいため、災害時用のマニュアル等があれば安心した生活につなげができるのではないか。
障がい者が利用できるリハビリ施設を町に作ってほしい。

2. 桑折町障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成30年2月1日訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、桑折町における障がい者福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく桑折町障がい者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく桑折町障がい福祉計画並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく桑折町障がい児福祉計画(以下「計画等」という。)を策定するにあたり、広く意見等を聞くため、桑折町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 計画等の基本的考え方の重要事項に関すること。
- (2) 障がい者福祉サービスの分析及び評価に関すること。
- (3) 前期計画等の評価に関すること。
- (4) 計画等の原案に関すること。
- (5) 計画等の策定に関すること。
- (6) 計画等の見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者で構成し、委員は町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) サービス利用者若しくは保護者
- (3) サービス提供事業所等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求め委員を聴取し、又はその他の協力を求めることができる。

(幹事会の設置)

第8条 委員会の会議の円滑な運営を図るため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の審議に必要な事項について、調査、研究等を行い、適宜、委員会に報告するものとする。

3 幹事は、次に掲げる職にあるものをもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 税務住民課長
- (3) 総合政策課長
- (4) 建設水道課長
- (5) 教育文化課長

4 幹事会は、必要に応じて、幹事以外の者に対し、その出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(桑折町障がい福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 桑折町障がい福祉計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則(令和5年10月1日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

3. 桑折町障がい者計画等策定委員名簿

第3条第1号（福祉関係団体の代表者）	
亀岡 正幸	桑折町民生委員協議会 会長
岡崎 善右エ門	桑折町身体障がい者福祉会 会長
○浅野 あけみ	桑折町手をつなぐ親の会 会長

第3条第2号（サービス利用者若しくはその保護者）	
島貫 弘子	保護者
瀧谷 久男	利用者

第3条第3号（サービス提供事業所の代表者）	
高橋 徹	特定非営利活動法人桑折町共に生きる社会を創る会 理事長
片平 真優美	くるみドリーム株式会社 代表取締役 相談支援専門員
亀岡 さとみ	一般財団法人 障がい者福祉支援研究所 代表理事

第3条第5号（学識経験者）	
○熊谷 孔隆	社会福祉法人 桑折町社会福祉協議会 会長

※ ○ → 会長 ○ → 副会長

4. 用語解説

あ

【アクセシビリティ (あくせしびりてい)】

施設や設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

【育成医療 (いくせいいりょう)】

障害者総合支援法により、身体に障がいのある児童に対して生活能力を得るために必要な医療の給付を行う制度。

【医療的ケア (いりょうてきけあ)】

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

【インクルーシブ教育システム (いんくるーしぶきょういくしすてむ)】

障がいの有無及び程度に応じ、学びの場を分けるのではなく、同じ学びの場において共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とする子どもに最も的確な指導を行うことをめざす教育。

【インクルージョン (いんくるーじょん)】

「包み込む」という意味で、障がいの有無に関わらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

【インフォーマル・サービス (いんふおーまる・さーびす)】

家族をはじめ近隣や地域社会、NPOやボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のもの。

か

【強度行動障がい (きょうどこうどうしょうがい)】

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

【ケアマネジメント (けあまねじめんと)】

援助を必要としている人の社会生活上のニーズを充足させるために、その要援護者と適切な社会資源とを結び続ける手続き全般を指す。

【高次脳機能障害 (こうじのうきのうしょうがい)】

病気や事故などの種々の原因で脳が損傷されたために、脳の処理能力が衰え、思考・記憶・行為・言語などの障がいや人格の変化、意欲の低下などの症状を伴い、正常な社会生活を営むことが困難な状態。

【更生医療（こうせいいりょう）】

身体障がい者の障がいの軽減や除去をすることで、職業能力を増進し、社会生活を容易にするために必要とする医療費の給付を行う制度。

【合理的配慮（ごうりてきはいりょ）】

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための必要な配慮のこと。

さ

【児童発達支援センター（じどうはったつしえんせんたー）】

地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

【市民後見（しみんこうけんにん）】

専門職や社会福祉協議会以外の人で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や後見関連団体等が行う後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上で、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から専任された一般の市民による後見人。

【ストーマ（すとーま）】

なんらかの要因によって、肛門を切除したり、膀胱を摘出する治療を行った場合、その代わりを果たすものとしてお腹に作られた便や尿の出口(排せつ口)のこと。ストーマには、便を排せつする消化管ストーマと尿を排せつする尿路ストーマがある。

【成年後見制度（せいねんこうけんせいど）】

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。

た

【ダブルケア（だぶるけあ）】

一般的には、育児と介護を両立させている状況を指し、広い意味では家族や親族などに対する複数のケアが必要な状態を指す。

【地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）】

障がいのある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関。

【地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）】

制度・分野ごとの“縦割り”や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が“我が事”として参画し、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながることで、住民一人ひとりの生きがい、地域をともにつくっていく社会。

【特別支援学級（とくべつしえんがっきてう）】

①知的障がい者②肢体不自由者③身体虚弱者④弱視者⑤難聴者⑥その他障がいのある者に対して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別な教育課程を策定し、小集団の中で適切な指導及び必要な支援を行う学級。

【特別支援学校（とくべつしえんがっこう）】

障がいのある児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とする学校。

な

【内部障がい（ないぶしょうがい）】

身体障害者福祉法に定める体の内臓の障がい。同法では心臓機能障がい、腎臓機能障がい、肝機能障がい、呼吸機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいの7つを規定している。

【難病（なんびょう）】

発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病で、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいう。現在、国・県では、338疾患が指定難病として指定されている。

【認定こども園（にんていこどもえん）】

幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

は

【発達障がい（はったつしょうがい）】

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障がい、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

【パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）】

施策に関する基本的な計画などを策定する場合に、案の段階で公表して、町民等から意見をいただき、提出された意見を考慮した上で、最終的な意思決定を行う手続きのこと。

【バリアフリー（ぱりあふリー）】

「障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除く」という意味で、もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという意味でも用いられる。

【避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）】

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

【福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）】

一般の就労が困難な障がいのある人が、福祉的配慮のもとに就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等で就労すること。

【福祉避難所（ふくしひなんじょ）】

指定避難所において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。

【補装具（ほそうぐ）】

障がい者については、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、障がい児については、将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として、それぞれ利用されるもので、義肢、車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置などがある。

や

【ヤングケアラー（ヤングケアラー）】

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

【ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）】

年齢や障がいの有無、性別、国籍などに関わらず、様々な違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することやそのようにしたもの。

【要約筆記者（ようやくひっしじゃ）】

音声で話されている内容を正確に聞き取り、要点をつかんで短い文にまとめ、その内容を紙に書いて提示したり、OHP等を使って投影したりして、文字で伝える者。

ら**【ライフステージ（らいふすてーじ）】**

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における生活史上の各段階をいう。

【リハビリテーション（りはびりてーしょん）】

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指すという考え方。

I**【ＩＣＴ（あいしーていー）】**

情報通信技術。パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称。「ＩＴ」にコミュニケーションの「C」の要素を含めたもの。

S**【ＳＮＳ（えすえぬえす）】**

Social Networking Serviceの略。インターネットを使って、人ととのコミュニケーションを行うためのサービス。

桑折町第5次障がい者計画

(第5次障がい者基本計画)

(第7期障がい福祉計画)

(第3期障がい児福祉計画)

令和6年3月

発行：桑折町

編集：桑折町 健康福祉課

〒969-1692

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地7

TEL : 024 (582) 1134

FAX : 024 (582) 1028

E-mail : kenko@town.koori.fukushima.jp

